

令和8年度
(2026年度)

医学科学生の手引

医学科学生の手引 目 次

	ページ
1. 医学科入学の皆様へ（医学部長 原 哲也）	1
2. 長崎大学医学部沿革の概要	2
3. 医学部医学科の教育理念・目標	5
4. 諸規程	
(1) 長崎大学医学部規程（抄）	8
(2) 長崎大学医学部医学科編入学に関する内規	23
(3) 研究医コースに関する申合せ	29
(4) 進級要件に関する申合せ	31
5. 履修案内	
(1) 学期	54
(2) 授業時間	54
(3) 授業実施場所	54
(4) 授業計画（シラバス）・授業時間割	54
(5) 専門教育科目の試験	55
(6) 進級判定及び卒業判定	55
(7) 考査等における不正行為の取扱いに関する内規	56
(8) 学生の成績評価に関する異議申立てに関する取扱い要領	59
(9) 医学科における出席管理について	60
6. 学生事項	
(1) 諸手続きについて	62
(2) 担任制について	63
(3) 親睦会について	63
(4) ポンペ賞の授与	63
(5) 学生生活における注意事項	64
(6) 授業料免除および徴収猶予（月割分納を含む）	65
(7) 奨学資金について	65
(8) 学生の課外活動	65
(9) 学生のための傷害保険等	66
(10) 長崎大学における学生の懲戒に関する指針	67
7. 附属図書館医学分館の利用について	73
8. 医師国家試験	76
9. 医師法（抄）	76
10. 長崎市の遺蹟	77

1. 医学科入学の皆様へ

医学部長 原 哲也

医学部医学科の新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

長崎大学医学部は日本で一番の歴史を誇る医学教育機関です。1857年にオランダ国軍医ポンペ・ファン・メールデルフォールトが長崎奉行所西役所で、松本良順やその弟子達に近代西洋医学の医学伝習を開始したのを以って本学の開学としています。その後1861年には、西洋式の病院である小島養生所が開設され、日本で初めてのベッドサイドにおける医学教育が始まりました。

不幸にして、1945年の原爆により長崎医科大学は壊滅的な打撃を受けましたが、多くの先人の献身的な努力により、復興を遂げてきました。このような長崎大学医学部の歴史や先人の努力を学び、本学で学ぶことの意義を胸に刻み、誇りを持って学生生活を謳歌してください。

医学科はポンペの言葉である「医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のものでなく、病める人のものである。もしそれを好まぬなら、他の職業を選ぶがよい」を建学の基本理念とし、深い医学知識と豊かな創造性、高い倫理観を身につけた医療人を育成することを目標としています。2020年からは、長崎大学として「Planetary Health（地球の健康）に貢献する大学」を目指すことを掲げ、医学部でも「人の健康、地球の健康、あなたの未来 RAPID ACTION！」のスローガンのもと、医学研究や診療を行っています。

近年の少子高齢化や Artificial Intelligence の進歩に代表される社会的な変化を受けて、医療においても、医療ロボット、再生医療、遠隔診療の導入といった大きな変化が起こっています。皆さんが医療人となる頃には今では想像もできないような変化が起こっているかもしれません。また、医療人の働き方改革も推進されています。その中で、ポンペの言葉を思い起こしてください。、ポンペの言葉が意図する精神を学生時代はもとより、医療人となった後も受け継いで欲しいと思います。

本学には教育への熱意に溢れる指導者が揃っています。大きく変化しつつある未来の医学、医療を担う人材を育成することが教員の使命です。意欲あふれる皆さんと共に学び、高め合いながら、医療人としてお互いに成長できることを楽しみにしています。

2. 長崎大学医学部沿革の概要

安政4年(1857)	11月12日長崎奉行所西役所医学伝習所においてオランダ海軍軍医Pompe van Meerdervoortにより医学開講, 松本良順, 司馬凌海ら12名(14名とも)の学生受講する。 この日を以って, 長崎大学医学部の開学記念日としている。その後大村町(現在の長崎家庭裁判所所在地)に移る。翌年長崎奉行所岡部駿河守長常の援助のもと幕府に対し, 病院設立を懇請
文久元年(1861)	養生所新設。医学所開校式挙行
文久2年(1862)	Pompe 帰国。門人は松本良順ら 150名
慶応元年(1865)	養成所を精得館と改称
明治元年(1868)	精得館を長崎府医学校と改称, 校長に長与専齊, 教頭にMansveltを任せられる。
明治2年(1869)	長崎県病院医学校と改称
明治3年(1870)	大学所轄となる。
明治4年(1871)	文部省所管となり, 長崎医学校と改称
明治5年(1872)	第六大学区医学校と改称。翌年4月10日八大学区を七大学区に改め, 第五大学区学校と改称
明治7年(1874)	再び長崎医学校と改称, 征台の役に当たり, 長崎病院を公兵員病院とすべく, 長崎医学校を廃止。学生は東京医学校に転学。長崎医学校および病院は蕃地事務(支)局病院となる。
明治8年(1875)	県立長崎病院に長崎医学場設置
明治11年(1878)	長崎医学校と改称, 校長兼院長吉田兼好 長崎医学校を県立とする。
明治13年(1880)	大徳寺跡に長崎病院新築工事竣工, 設計Leeuwen
明治14年(1881)	長崎医学校獣医学部設立
明治15年(1882)	医学校通則制定, 長崎医学校は甲種長崎医学校と認定される。
明治20年(1887)	第五高等中学校医学校を長崎に置くことが決定
明治21年(1888)	長崎医学校校長吉田兼好を第五高等中学校医学部長に命ず。
明治22年(1889)	第1回卒業証書授与式
明治23年(1890)	薬学科を附設, 生徒定員400人を500人とする。
明治24年(1891)	浦上に新校舎落成, 移転
明治27年(1894)	第五高等学校医学部と改称
明治34年(1901)	長崎医学専門学校と改称, 田代正を校長兼教授に任ず。
大正11年(1922)	県立長崎病院が本校附属病院となる。
大正12年(1923)	長崎医学専門学校を廃止。長崎医科大学(千葉および金沢とともに)に昇格し、附属医院および附属医学専門部並びに薬学専門部を併置す。
大正14年(1925)	附属医学専門部廃止
昭和2年(1927)	長崎医科大学第1回卒業生19名に卒業証書授与
昭和15年(1940)	臨時附属医学専門部廃止

- 昭和17年（1942） 東亜風土病研究所（前名は大陸医学研究所）を附設
- 昭和19年（1944） 臨時附属医学専門部を附属医学専門部と改称
- 昭和20年（1945） 8月9日原子爆弾投下され、長崎医科大学、附属病院、附属薬学専門部、附属医学専門部、東亜風土病研究所、厚生女子部、看護婦寄宿舍など一切の建物、書類、機械器具、その他の施設など倒壊、炎上。角尾学長以下教職員、学生、生徒890余命、患者とともに被災、即死のほか漸次原爆症状を起こし、死亡するものも多し。
- 大学本部を長崎商工会議所、長崎経済専門学校、次いで新興善国民学校へ移転し、附属病院として診療を開始、9月には大村市の元海軍病院に移転し、診療および講義を開始する。
- 昭和21年（1946） 風土病研究所（前名は東亜風土病研究所）を設置
- 5月1日米国進駐軍の命令により、元佐世保海軍病院諫早分院に移転（新興善国民学校内の附属医院を附属。第一医院、諫早分院を附属第二医院と称する。）
- 昭和22年（1947） 附属医学専門部を廃止、長崎高等学校を附設。基礎医学教室を浦上の旧附属医院外来本館に復帰。10月25日復帰式を行う。
- 昭和24年（1949） 本学は、学芸学部、経済学部、医学部、薬学部、水産学部の5学部より成る新制長崎大学として、5月31日設置される。長崎医科大学、同附属薬学専門部、長崎経済専門学校、長崎師範学校、長崎青年師範学校、および長崎高等学校の旧制学校を包括した。また、長崎大学には風土研究所を附設された。高瀬清医科大学長兼任のまま、長崎大学長を命ぜられる。
- 昭和25年（1950） 長崎高等学校最後の卒業式挙行。同校廃止。
- 附属病院事業部および臨床各教室は、新興善小学校より浦上の旧制医科大学附属医院へ移転復帰した。
- 新興善小学校には、附属病院外来診療所のみを残す。
- 昭和28年（1953） 新制長崎大学第1回卒業式
- 昭和29年（1954） 長崎医科大学第29回（旧制最後）卒業式
- 昭和30年（1955） 長崎大学医学部第1回卒業生88名を出す。
- 本学部に大学院医学研究科を設置す。医学部に講座制施行。附属助産婦学校が設置される。10月24日長崎大学本部は、長崎市大橋町200番地に移転。
- 昭和32年（1957） 11月12日長崎大学医学部創立百年を記念し、西洋医学教育百年記念会および長崎大学医学部創立百周年記念会の式典などの記念事業を行う。
- 昭和34年（1959） 長崎大学大学院医学研究科の第1回修了生18名を出す。
- 昭和35年（1960） 3月長崎大学長崎医科大学が廃止される。
- 昭和37年（1962） 医学部に附属原爆後障害医療研究施設（原研と略称）が設置される。

- 昭和42年（1967） 風土病研究所を熱帯医学研究所（熱研と略称）と改称される。
- 昭和47年（1972） 原研に原爆医学資料センターが設置される。
- 昭和51年（1976） 附属病院新本館が竣工され、診療が開始される。
- 昭和53年（1978） 長崎大学附属図書館医学部分館が竣工，RIセンター設置される。
- 昭和54年（1979） 附属図書館医学部分館を附属図書館医学分館と改称。故角尾晋前長崎医科大学長の胸像を建立
- 昭和55年（1980） 歯学部が設置される，医学部附属動物実験施設が新設される。
- 昭和62年（1987） 医学部創立130周年記念事業及び被爆40周年記念事業を挙
行した。
- 平成2年（1990） 基礎研究棟竣工
- 平成4年（1992） ポンペ会館竣工
- 平成5年（1993） 医学部体育館・課外活動共用施設竣工
- 平成6年（1994） 学生講義棟竣工
- 平成7年（1995） 長崎大学医学部原爆復興50周年記念事業を挙
行した。
- 平成8年（1996） 原爆復興50周年記念碑を建立
福利厚生棟竣工
- 平成9年（1997） 医学部に附属原爆後障害医療研究施設が設置される。（附属原
爆後障害医療研究施設及び原爆被爆被災学術資料センターが廃
止）
医学部創立140周年記念事業を挙
行した。
- 平成10年（1998） シーボルト長崎医学賞受賞式を挙
行した。
- 平成13年（2001） 長崎大学医療技術短期大学部を設置母体として、看護学、理学療
法学、作業療法学の専攻からなる「保健学科」を設置した。
- 平成14年（2002） 長崎大学大学院医学研究科、歯学研究科、薬学研究科の3大学
院を再編統合し、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科が設置され
る。
- 平成18年（2006） 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に「熱帯医学専攻（修士課
程）」および「保健学専攻（修士課程）」を設置した。
医学部医学科に先端医育支援センターが設置された。
- 平成19年（2007） 医学部創立150周年記念事業を挙
行した。
- 平成21年（2009） 医学部・歯学部附属病院は長崎大学病院となった。
- 平成25年（2013） 医歯薬学総合研究科附属原爆後障害医療研究施設は原爆後障害医
療研究所となった。
- 平成26年（2014） 医学部医学科に研究高度化支援室（MEDURA）が設置された。
医学部医学科にInstitutional Research室（IR室）が設置され
た。
- 平成29年（2017） 医学部創立160周年記念事業を挙
行した。
生命医科学域が設置された。
- 平成30年（2018） レジデンス精得館が竣工した。

3. 医学部医学科の教育理念・目標

医学部医学科の教育理念・目標

医学部医学科は、ポンペの言葉「医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のものではなく、病める人のものである。もしそれを好まぬなら、他の職業を選ぶがよい。」を建学の基本理念とし、卒業生に以下の学修成果を身につけることを教育目標としています。

- ・豊かな人間性と高い倫理観を持ち、良好な人間関係を構築できる能力
- ・医学・医療の基本的知識と技能を有し、チームの一員として診療に参加できる能力
- ・医科学領域における課題探究・解決能力を有し、論理的思考ができる能力
- ・グローバルな視点を有し、地域社会および国際社会に貢献できる能力

この教育目標を達成すべく、以下に挙げる3つのポリシーに基づいた学士課程教育を行います。

医学部医学科のディプロマ・ポリシー

所定のカリキュラムによる教育プログラムに定められた単位を修得し、

1. 豊かな人間性

長崎大学医学部医学科学生は、豊かな人間性を身につけ、患者の心理に寄り添い、多職種と協調して良好なチーム医療を実践する事ができる。

1. 患者の権利と人格を尊重し、良好な関係を築くことができる。
2. 多職種と良好な人間関係を構築し、チーム医療を実践することができる。
3. 医師の職責の重要性を理解し、高い倫理観に基づき、医師として責任のある行動をとることができる。

2. 医学的専門性

長崎大学医学部医学科学生は、医学・医療の専門的知識を有し、総合的理解に基づいて課題を探究し、適切に解決できる。

1. 医学の基盤となる基礎医学と臨床医学の知識を修得し、疾患の病態を理解し、説明できる。
2. 患者の症候・病態を理解し、適切な診療計画の立案とプレゼンテーションができる。
3. 社会医学の知識を修得し、人々の疾病を予防し、健康を維持・増進する方策を説明できる。

3. 科学的思考

長崎大学医学部医学科学生は、医学研究の必要性を理解し、研究に参加すると共に、論理的かつ独創的な思考ができる。

1. 医学研究の意義や重要性を理解している。
2. 論理的かつ医学的創造性に基づいた思考や発想ができる。
3. 既存の医学と医療を更に進歩させるため、科学的研究に取り組む事ができる。

4. 長崎医学に基づく国際性と地域性

長崎大学医学部医学科学生は、長崎の医学史を理解し、多角的な視点に基づいて国際社会と地域社会に貢献することができる。

1. 長崎の歴史を理解し、利他的精神および平和の希求に基づいた行動ができる。
2. 多様化を伴う国際社会において、他国の医師や医学研究者と協働し、リーダーシップをとる事ができる。
3. 地域社会の多様なニーズに応える思考と態度を身につけて行動できる。

と認められた者に対し、学士(医学)の学位を授与します。

医学部医学科のカリキュラム・ポリシー

長崎大学のカリキュラム・ポリシーに沿って、医学部医学科生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

全ての科目で、全てのディプロマ・ポリシーを、学年を経るごとに、基本的なレベルから高度なレベルまで段階的に学びます。

- 入門科目で、医学に関連する基礎的知識を学びます。
学修の到達度は、主に筆記試験やレポートにより評価します。
- 専門基礎科目で、卒業時学修成果を達成するためにディプロマ・ポリシーに示す基本的知識・技能・態度を学びます。
学修の到達度は、主に筆記試験やレポートにより評価します。
- 専門科目で、卒業時学修成果を達成するためにディプロマ・ポリシーに示す高度な知識・技能・態度を学びます。
学修の到達度は、主に筆記試験やレポート、シミュレーションテスト、観察記録などにより評価します。
- 発展的専門科目で、学修成果を達成するためにディプロマ・ポリシーに示す、知識・技能・態度の統合的実践能力を養います。
学修の到達度は、主に授業への参加度や実地試験、振り返り、レポート、観察記録などにより評価します。

- 他専攻との共修科目により，医療・保健・福祉の多職種連携・協働のあり方を学ぶとともに，必要な協調性やリーダーシップを養います。
学修の到達度は，主に観察記録やレポートを通して評価します。
- 医と社会について学ぶ科目により，医療・保健・福祉と社会の関係や倫理観，良好なコミュニケーションの構築などについて主体的に考える力を養います。
学修の到達度は，主に授業への参加度により評価します。
- 長崎の医学史や国際社会に関する科目により，利他的精神および平和の希求に基づいた行動ができるとともに，多角的な視点に基づいて国際社会に貢献できる能力を養います。
学修の到達度は，主に授業への参加度やレポート，観察記録，実地試験により評価します。
- 地域医療に関する科目により，地域に根差した医療を実践し，地域社会に貢献できる能力を養います。
学修の到達度は，主に授業への参加度やレポート，観察記録，実地試験により評価します。

科目に関する別表

科目等 資質等		入門科目	専門基礎科目	専門科目	発展的専門科目
		豊かな人間性	医学史・原爆医学と長崎	医と社会 医学総合セミナー	医と社会 診療の基本 医学総合セミナー
主として養われる資質	医学的専門性	医科生物学入門 医学統計学 医と社会	正常構造と機能 疾患総論 医と社会	正常構造と機能 疾患総論 疾患各論 診療の基本	臨床実習
	科学的思考	医科生物学入門 医学統計学	基礎研究実習 医学総合セミナー	基礎研究実習 医学総合セミナー 診療の基本	基礎研究実習
	長崎医学に基づく国際性と地域性	医学史・原爆医学と長崎	医学総合セミナー 医学英語	医学・医療と社会 医学総合セミナー	臨床実習

4. 諸規定

(1) 長崎大学医学部規程（抄）

○長崎大学医学部規程（抄）

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、医学部（以下「本学部」という。）の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

（学部の目的）

第2条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、主体性と豊かな人格を備え、人々の健康、医療及び福祉に貢献できる資質の高い医療従事者、教育者及び研究者を育成することを目的とする。

（学科及び学科の目的）

第2条の2 本学部の学科は、次のとおりとする。

医学科

保健学科

2 学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 医学科は、医学に関する高度の専門的知識と基本的な医療技術を修得させ、自立性と社会性を身につけた医師及び教育者並びに科学的創造性を持った医学研究者を育成することを目的とする。

(2) 略

（研究医コース）

第2条の3 医学科に、将来の基礎医学を担う研究医を養成するため、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（医学系基礎研究分野）へ進学する者を対象とした研究医コースを置く。

（研究医コースの所属等）

第2条の4 学校推薦型選抜（研究医枠）で入学し、研究医プログラム及び法医学プログラムの所属となった者は、原則として、第4年次前期から研究医コースに所属するものとする。

2 一般選抜で入学した者及び学校推薦型選抜（研究医枠）で入学し、研究医プログラム及び法医学プログラム以外のプログラムの所属となった者が研究医コースへの所属を希望する場合は、第4年次前期又は第5年次前期からの所属を許可することがある。

3 研究医コースの履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(研究医枠入学者のプログラム決定)

第2条の5 学校推薦型選抜(研究医枠)で入学した者(以下「研究医枠入学者」という。)は、入学後、各学生の希望に基づき、研究医プログラム、熱帯医学プログラム、国際保健プログラム又は法医学プログラムのいずれかに配属される。

2 前項の各プログラムの配属希望に大きく偏りがある場合は、適宜調整を行うものとする。

(保健学科の専攻)

第3条 略

(教育課程)

第4条 医学科の教育課程は、教養教育に関する授業科目(以下「教養教育科目」という。)を第1年次又は第2年次に、専門教育に関する授業科目(以下「専門教育科目」という。)を第1年次から第6年次までに開設して編成する。

2 略

(教養教育科目の最低修得単位数、履修方法等)

第5条 教養教育科目の最低修得単位数は、医学科にあつては別表第1のとおりとし、保健学科にあつては別表第2のとおりとする。

2 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程(平成24年規程第2号)の定めるところによる。

(専門教育科目の名称等)

第6条 医学科の専門教育科目の区分は、医と社会、入門科目、正常構造と機能、疾患総論、疾患各論、医学・医療と社会、診療の基本、臨床実習、基礎研究実習、医学総合セミナー及び医学英語とする。

2 医学科の専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次は、別表第3のとおりとする。

第7条 略

(1単位当たりの授業時間)

第8条 医学科の専門教育科目の1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間
- (2) 実験及び実習については30時間
- (3) 講義及び実習の併用により行う授業については30時間

2 略

(履修科目の登録)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第10条 医学科の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて第1年次にあっては61単位まで、第2年次にあっては60単位までとする。ただし、集中講義により開講される授業科目については、この限りでない。

2 略

(専門教育科目の試験及び単位の認定)

第11条 専門教育科目の単位の認定は、試験の結果に基づき行う。

2 専門教育科目について、授業を行った時数の3分の1を超えて欠席した者に対しては、当該授業科目の受験資格を認めない。

3 専門教育科目の試験の実施について必要な事項は、別に定める。

(専門教育科目の成績評価)

第12条 専門教育科目の試験の成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

(既修得単位の認定)

第13条 略

(追試験)

第14条 病気その他やむを得ない理由により専門教育科目の試験を受けることができなかった者に対しては、当該授業科目について追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、追試験願に医師の診断書又は受けることができなかつた理由書を添えて速やかに学部長に願い出なければならない。

(再試験)

第15条 専門教育科目の試験の結果、不合格となつた者については、再試験を行うことがある。

(再履修)

第16条 専門教育科目のうち、不合格となつた授業科目については、当該専門教育科目を再履修しなければならない。

(進級要件)

第17条 医学科の第1年次から第3年次までの学生は、それぞれの年次において、次の各号のすべてに該当しなければ、次年次へ進級することができない。

(1) 別表第3の専門教育科目のうちそれぞれの年次で履修すべき必修の授業科目について、すべて受験資格を有していること。

(2) 別に定めるそれぞれの学年への進級要件を満たしていること。

2 医学科の第4年次の学生は、別表第3の専門教育科目のうち第4年次までの履修すべき必修の授業科目のすべての単位を修得し、かつ、別に定める進級要件を満たしていなければ、第5年次へ進級することができない。

3 医学科の第5年次の学生は、別に定める進級要件を満たしていなければ、第6年次へ進級することができない。

4及び5 略

(卒業の認定)

第18条 医学科に6年以上在学し、別表第1に定める最低修得単位数以上を修得し、かつ、所定の試験に合格した者に対しては、卒業を認定する。

2 略

(編入学)

第19条 編入学について必要な事項は、別に定める。

(長期履修)

第20条 学則第39条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第21条 条 略

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定(第2条

の4の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日現在本学部に在学している者については、改正後の長崎大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

医学科の教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

1 一般選抜及び学校推薦型選抜（研究医枠を除く。）で入学した者

分類・区分	授業科目の区分	単位数			
		一般選抜，学校推薦型選抜（長崎医療枠），学校推薦型選抜（地域医療特別枠），学校推薦型選抜（佐賀県枠）又は学校推薦型選抜（宮崎県枠）で入学した者	一般選抜で入学し，第4年次から研究医コースに所属した者	一般選抜で入学し，第5年次から研究医コースに所属した者	
教養教育科目	教養ゼミナール科目	1			
	情報科学科目	2			
	数理・データサイエンス科目	2			
	健康・スポーツ科学科目	1			
	キャリア教育科目	1			
	プラネタリーヘルス科目	1			
	外国語科目	英語	6		
		初習外国語	2		
	小計		16		

モジュール科目	教養モジュールⅠ科目	4			
	教養モジュールⅡ科目	4			
	小計	8			
	選択科目	人文・社会科学科目	2～4		
		生命・自然科学科目	2～4		
		総合科学科目	0～2		
		グローバル科目	0～2		
		小計	6		
	計	30			
	専門教育科目	医と社会	7.5	7.5	7.5
入門科目		3	3	3	
正常構造と機能		17.5	17.5	17.5	
疾患総論		8	8	8	
疾患各論		26	26	26	
医学・医療と社会		4	4	4	
診療の基本		13	13	13	
臨床実習		108	108	108	
基礎研究実習		11.5	14.5	12.5	
医学総合セミナー		3	3	3	
医学英語		4	4	4	
計		205.5	208.5	206.5	
合計	235.5	238.5	236.5		

2 研究医枠入学者

分 類・区 分	授業科目の区分		単位数						
			研究医プログラム及び 法医学プログラム	熱帯医学プログラム			国際保健プログラム		
				研究医コースに所属しない者	研究医コースに第4年次から所属した者	研究医コースに第5年次から所属した者	研究医コースに所属しない者	研究医コースに第4年次から所属した者	研究医コースに第5年次から所属した者
教 養 教 育 科 目	教 養 基 礎 科 目	教養ゼミナール科目	1						
		情報科学科目	2						
		数理・データサイエンス科目	2						
		健康・スポーツ科学科目	1						
		キャリア教育科目	1						
		プラネタリーヘルス科目	1						
		外国語科目	英語	6					
	初修外国語		2						
	小計		16						
	モ ジ ュ ー ル 科 目	教養モジュールⅠ科目		4					
教養モジュールⅡ科目		4							
小計		8							

選 択 科 目	人文・社会科学 科目	2～4						
	生命・自然科学 科目	2～4						
	総合科学科目	0～2						
	グローバル科目	0～2						
	小計	6						
計	30							
専 門 教 育 科 目	医と社会	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	入門科目	3	3	3	3	3	3	3
	正常構造と機能	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
	疾患総論	8	8	8	8	8	8	8
	疾患各論	26	26	26	26	26	26	26
	医学・医療と社 会	4	4	4	4	4	4	4
	診療の基本	13	13	13	13	13	13	13
	臨床実習	108	108	108	108	108	108	108
	基礎研究実習	18.5	16.5	17.5	16.5	14.5	15.5	14.5
	医学総合セミナー		2	1	2	5	4	5
	医学英語	4	4	4	4	4	4	4
計	209.5	209.5	209.5	209.5	210.5	210.5	210.5	
合計	239.5	239.5	239.5	239.5	240.5	240.5	240.5	

別表第2 略

別表第3

医学科の専門教育科目及び単位数

1 一般選抜及び学校推薦型選抜（研究医枠を除く。）で入学した者

授業科目の区分	授業科目名	単位数		標準履修年次
		必修	選択	
医と社会	医と社会Ⅰ	2		1
	医と社会Ⅱ	2		2
	医と社会Ⅲ	1.5		3
	医と社会Ⅳ	2		4
入門科目	医科生物学入門	1		1
	Communication Skill In English	0.5		2
	医学史・原爆医学と長崎	1		2
	医学統計学	0.5		2
正常構造と機能	人体構造系Ⅰ	2		1
	生体分子系	1.5		1
	分子遺伝系	2		2
	神経・感覚器系	1.5		2
	発生・組織系	2		1
	内臓機能・体液系Ⅰ	3		1
	人体構造系Ⅱ	3		2
	動物性機能系	1.5		2
	内臓機能・体液系Ⅱ	0.5		2
	人体構造系Ⅲ	0.5		4
疾患総論	感染系	2.5		2
	免疫系	1		2
	病理総論系	0.5		2

	腫瘍系	1		2
	基礎医学TBL	1. 5		2
	放射線基礎医学	0. 5		2
	薬理系	1		2
疾患各論	血液・リンパ系	1		2
	循環器系	2		2
	呼吸器系	1. 5		3
	内分泌・代謝・栄養系	1. 5		3
	消化器系	3		3
	精神系	2		3
	感染症系	1		2
	免疫・アレルギー疾患系	1. 5		3
	脳・神経系	1. 5		3
	皮膚系	1		3
	運動系	2. 5		3
	腎泌尿器系	1		3
	生殖系	1. 5		3
	視覚系	1. 5		3
	耳鼻咽喉口腔系	1. 5		3
小児系	2		4	
医学・医療と社会	法医学系	1. 5		4
	衛生学・臨床疫学	1		4
	公衆衛生学	1		4
	地域医療学・医療情報学	0. 5		4
診療の基本	放射線医学	0. 5		3

	診断学	2.5		4
	臨床検査医学	1		4
	外科治療学	2.5		4
	救急医学	0.5		4
	総合診療学	1		4
	臨床薬理学	0.5		4
	東洋医学	0.5		4
	総合病理学	0.5		4
	臨床推論PBL	3		4
	リハビリテーション医学	0.5		4
臨床実習	臨床実習	6.4		4～5
	高次臨床実習Ⅰ	1.9		5
	高次臨床実習Ⅱ	2.5		6
基礎研究実習	研究室配属実習Ⅰ	1		4
	リサーチセミナー	11.5		3～4
	研究室配属実習Ⅱ	2		4～5
医学総合セミナー	地域医療ゼミ	1		1
	医学ゼミ（テーマは学年の始めに告示する。）		5	1～4
医学英語	医学英語	4		1～4

備考

- 1 臨床実習は、講義及び実習の併用により授業を行う。
- 2 感染症系には、熱帯医学を含む。
- 3 基礎研究実習は、実習を主体に授業を行う。
- 4 研究室配属実習Ⅰ及び研究室配属実習Ⅱは一般選抜で入学し第4年次又は第5年次から研究医コースに所属した者の、地域医療ゼミは学校推薦型選抜（長崎医療枠）及び学校推薦型選抜（地域医療特別枠）（以下「学校推薦型選抜（長崎医療枠等）」という。）で入学した者の授業科目とする。
- 5 選択科目は、一般選抜、学校推薦型選抜（佐賀県枠）及び学校推薦型選抜（宮崎県枠）で入学した者にあつては3単位以上、学校推薦型選抜（長崎医療枠等）で入学した者にあつては2単位以上を修得すること。

2 研究医枠入学者

授業科目の区分	授業科目名	単位数						選択	標準履修年次	
		必修								
		研究医プログラム及び法医学プログラム	熱帯医学プログラム			国際保健プログラム				
			研究医コースに所属しない者	研究医コースに第4年次から所属した者	研究医コースに第5年次から所属した者	研究医コースに所属しない者	研究医コースに第4年次から所属した者			研究医コースに第5年次から所属した者
医と社会	医と社会Ⅰ	2							1	
	医と社会Ⅱ	2							2	
	医と社会Ⅲ	1. 5							3	
	医と社会Ⅳ	2							4	
入門科目	医科生物学入門	1							1	
	Communication Skill In English	0. 5							2	
	医学史・原爆医学と長崎	1							2	
	医学統計学	0. 5							2	
正常構造と機能	人体構造系Ⅰ	2							1	
	生体分子系	1. 5							1	
	分子遺伝系	2							2	
	神経・感覚器系	1. 5							2	
	発生・組織系	2							1	
	内臓機能・体液系Ⅰ	3							1	
	人体構造系Ⅱ	3							2	

	動物性機能系	1. 5		2
	内臓機能・体液系 II	0. 5		2
	人体構造系III	0. 5		4
疾患 総論	感染系	2. 5		2
	免疫系	1		2
	病理総論系	0. 5		2
	腫瘍系	1		2
	基礎医学TBL	1. 5		2
	放射線基礎医学	0. 5		2
	薬理系	1		2
疾患 各論	血液・リンパ系	1		2
	循環器系	2		2
	呼吸器系	1. 5		3
	内分泌・代謝・栄養系	1. 5		3
	消化器系	3		3
	精神系	2		3
	感染症系	1		2
	免疫・アレルギー疾患系	1. 5		3
	脳・神経系	1. 5		3
	皮膚系	1		3
	運動系	2. 5		3
	腎泌尿器系	1		3
	生殖系	1. 5		3

	視覚系	1. 5		3
	耳鼻咽喉口腔系	1. 5		3
	小児系	2		4
医学・医療と社会	法医学系	1. 5		4
	衛生学・臨床疫学	1		4
	公衆衛生学	1		4
	地域医療学・医療情報学	0. 5		4
診療の基本	放射線医学	0. 5		3
	診断学	2. 5		4
	臨床検査医学	1		4
	外科治療学	2. 5		4
	救急医学	0. 5		4
	総合診療学	1		4
	臨床薬理学	0. 5		4
	東洋医学	0. 5		4
	総合病理学	0. 5		4
	臨床推論PBL	3		4
	リハビリテーション医学	0. 5		4
臨床実習	臨床実習	6 4		4 ～ 5
	高次臨床実習I	1 9		5
	高次臨床実習II	2 5		6

基礎研究実習	研究室配属実習Ⅰ	5	3	4	3	1	2	1		1 〈 4
	リサーチセミナー	1 1. 5	1 1. 5	1 1. 5	1 1. 5	1 1. 5	1 1. 5	1 1. 5		3 〈 4
	研究室配属実習Ⅱ	2	2	2	2	2	2	2		4 〈 5
医学総合セミナー	国際医療ゼミ					2	2	2		1 〈 2
	国際医療英語					2	2	2	2	2 〈 3
	熱帯医学ゼミ		1	1	1					1
	グローバルヘルス特論		1		1	1		1		4
	医学ゼミ（テーマは学年の始めに告示する。）								5	1 〈 4
医学英語	4	4	4	4	4	4	4	4		1 〈 4

備考

- 1 臨床実習は、講義及び実習の併用により授業を行う。
- 2 感染症系には、熱帯医学を含む。
- 3 基礎研究実習は、実習を主体に授業を行う。
- 4 グローバルヘルス特論は熱帯医学プログラム所属の者又は国際保健プログラム所属の者の、熱帯医学ゼミは熱帯医学プログラム所属の者の、国際医療ゼミ及び国際医療英語は国際保健プログラム所属の者の授業科目とする。
- 5 国際医療英語は、熱帯医学プログラム所属の者の選択科目とし、国際保健プログラム所属の者の必修科目とする。

別表第4 略

(2) 長崎大学医学部医学科編入学に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学医学部規程（平成16年医学部規程第1号）（以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、本学部への編入学に関して必要な事項を定めるものとする。

(編入学の時期)

第2条 編入学の時期は、前期とする。

(編入学の年次)

第3条 編入学の年次は、第2年次とする。

(修業年限等)

第4条 編入学を許可された者（以下「編入学者」という。）の修学条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 修業年限は、5年とする。

(2) 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(3) 休学期間は、通算して5年を超えることができない。

(研究医コースの所属等)

第5条 編入学者が規程第2条の3に定める研究医コースへの所属を希望する場合は、第4年次前期又は第5年次前期からの所属を許可することがある。

2 研究医コースの履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第6条 編入学者の履修方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教養教育科目の最低修得単位数は、修得したものと認定する。

(2) 専門教育科目の名称、授業時間、年次配当は、別表のとおりとする。

(3) 専門教育科目の授業時間割及び授業の実施方法については、学期または学年の始めに発表する。

(専門教育科目の成績評価)

第7条 専門教育科目の試験の成績評価は、規程第12条の規定に基づき行う。

附則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則

1 この内規は、平成18年10月1日から施行する。

2 平成18年9月30日現在、本学部 に在学している者については、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日現在、本学部 に在学している平成19年度以前の編入学者については、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この内規は、平成21年10月1日から施行する。

2 平成21年9月30日現在、本学部 に在学している平成19年度以前の編入学者につい

ては、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日現在本学部に在籍している編入学者及び平成 22 年度に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定については、平成 21 年度以前の編入学者及び平成 22 年度に編入学する者についても適用する。
- 4 前項の規定により適用される改正後の第 5 条第 1 項に規定する研究医コースへの所属の許可を受けた編入学者の専門教育科目及び単位数については、次のとおりとする。

附則

- 1 この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在本学部に在籍している編入学者については、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日現在本学部に在籍している者については、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成 25 年度及び平成 26 年度において第 2 年次に編入学した者については、改正後の別表第 3 の規定（標準履修年次の欄に限る。）を適用する。

附則

- 1 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日現在本学部に在籍している者については、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日現在本学部に在籍している編入学者及び平成 30 年度において第 2 年次に編入学する者については、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日現在本学部に在籍している編入学者については、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日現在本学部に在籍している編入学者については、改正後の長崎大学医学部医学科編入学に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 専門教育科目及び単位数

1 研究医コース以外

授業科目 の区分	授業科目名	単位数		標準履 修年次
		必修	選択	
医と社会	医と社会Ⅰ	2		2
	医と社会Ⅱ	2		2
	医と社会Ⅲ	1.5		3
	医と社会Ⅳ	2		4
入門科目	医科生物学入門	1		2
	Communication Skill in English	0.5		2
	医学史・原爆医学と長崎	1		2
	医学統計学	0.5		2
正常 構造 と 機能	生体分子系	1.5		2
	分子遺伝系	2		2
	神経・感覚器系	1.5		2
	発生・組織系	2		2
	内臓機能・体液系Ⅰ	3		2
	人体構造系Ⅱ	3		2
	動物性機能系	1.5		2
	内臓機能・体液系Ⅱ	0.5		2
疾 患 総 論	人体構造系Ⅲ	0.5		4
	感染系	2.5		2
	免疫系	1		2
	病理総論系	0.5		2
	腫瘍系	1		2
	基礎医学 TBL	1.5		2
	放射線基礎医学	0.5		2
薬理系	1		2	
疾 患 各 論	血液・リンパ系	1		2
	循環器系	2		2
	呼吸器系	1.5		3
	内分泌・代謝・栄養系	1.5		3
	消化器系	3		3
	精神系	2		3
	感染症系	1		2
	免疫・アレルギー疾患系	1.5		3
	脳・神経系	1.5		3
	皮膚系	1		3

	運動系	2.5		3
	腎泌尿器系	1		3
	生殖系	1.5		3
	視覚系	1.5		3
	耳鼻咽喉口腔系	1.5		3
	小児系	2		4
医学・医療と社会	法医学系	1.5		4
	衛生学・臨床疫学	1		4
	公衆衛生学	1		4
	地域医療学・医療情報学	0.5		4
診療の基本	放射線医学	0.5		3
	診断学	2.5		4
	臨床検査医学	1		4
	外科治療学	2.5		4
	救急医学	0.5		4
	総合診療学	1		4
	臨床薬理学	0.5		4
	東洋医学	0.5		4
	総合病理学	0.5		4
	臨床推論 PBL	3		4
	リハビリテーション医学	0.5		4
臨床実習	臨床実習	64		4～5
	高次臨床実習Ⅰ	19		5
	高次臨床実習Ⅱ	25		6
	リサーチセミナー	11.5		3～4
医学総合セミナー	医学ゼミ（テーマは学年の始めに告示する。）		5	2～4
医学英語	医学英語	3		2～4
計		196.5	5	

備考

- 1 臨床実習は、講義及び実習の併用により授業を行う。
- 2 感染症系には、熱帯医学を含む。
- 3 基礎研究実習は、実習を主体に授業を行う。
- 4 選択科目は、3単位以上修得すること。

2 研究医コース

授業科目 の区分	授業科目名	単位数			標準 履修 年次
		必修		選択	
		第4年次 から所属 した者	第5年次 から所属 した者		
医と社会	医と社会Ⅰ	2			2
	医と社会Ⅱ	2			2
	医と社会Ⅲ	1.5			3
	医と社会Ⅳ	2			4
入門科目	医科生物学入門	1			2
	Communication Skill in English	0.5			2
	医学史・原爆医学と長崎	1			2
	医学統計学	0.5			2
正常構造と機能	生体分子系	1.5			2
	分子遺伝系	2			2
	神経・感覚器系	1.5			2
	発生・組織系	2			2
	内臓機能・体液系Ⅰ	3			2
	人体構造系Ⅱ	3			2
	動物性機能系	1.5			2
	内臓機能・体液系Ⅱ	0.5			2
疾患総論	人体構造系Ⅲ	0.5			4
	感染系	2.5			2
	免疫系	1			2
	病理総論系	0.5			2
	腫瘍系	1			2
	基礎医学 TBL	1.5			2
	放射線基礎医学	0.5			2
疾患各論	薬理系	1			2
	血液・リンパ系	1			2
	循環器系	2			2
	呼吸器系	1.5			3
	内分泌・代謝・栄養系	1.5			3
	消化器系	3			3
	精神系	2			3
	感染症系	1			2
免疫・アレルギー疾患系	1.5			3	

	脳・神経系	1.5		3
	皮膚系	1		3
	運動系	2.5		3
	腎泌尿器系	1		3
	生殖系	1.5		3
	視覚系	1.5		3
	耳鼻咽喉口腔系	1.5		3
	小児系	2		4
医学・医療 と社会	法医学系	1.5		4
	衛生学・臨床疫学	1		4
	公衆衛生学	1		4
	地域医療学・医療情報学	0.5		4
診療の基本	放射線医学	0.5		3
	診断学	2.5		4
	臨床検査医学	1		4
	外科治療学	2.5		4
	救急医学	0.5		4
	総合診療学	1		4
	臨床薬理学	0.5		4
	東洋医学	0.5		4
	総合病理学	0.5		4
	臨床推論 PBL	3		4
	リハビリテーション医学	0.5		4
臨床実習	臨床実習	64		4~5
	高次臨床実習Ⅰ	19		5
	高次臨床実習Ⅱ	25		6
基礎研究実習	研究室配属実習Ⅰ	1		4
	リサーチセミナー	11.5		3~4
	研究室配属実習Ⅱ	2	1	4~5
医学総合 セミナー	医学ゼミ（テーマは学年 の始めに告示する。）		5	2~4
医学英語	医学英語	3		2~4
計		197.5	196.5	5

備考

- 1 臨床実習は、講義及び実習の併用により授業を行う。
- 2 感染症系には、熱帯医学を含む。
- 3 基礎研究実習は、実習を主体に授業を行う。
- 4 研究室配属実習Ⅰ及び研究室配属実習Ⅱは第4年次又は第5年次から研究医コースに所属した者の授業科目とする。
- 5 選択科目は、3単位以上修得すること。

(3) 研究医コースに関する申合せ

平成 23 年 2 月 23 日

医学科会議決定

一部改正 平成 25 年 10 月 16 日

一部改正 平成 28 年 3 月 23 日

一部改正 平成 28 年 12 月 21 日

一部改正 平成 30 年 3 月 14 日

一部改正 令和 4 年 3 月 9 日

一部改正 令和 5 年 2 月 15 日

長崎大学医学部規程第 2 条の 4 第 3 項及び長崎大学医学部医学科編入学に関する内規第 5 条第 2 項の規定に基づき、研究医コースの履修等に関して次のとおり申し合わせる。

1 対象者

- (1) 学校推薦型選抜（研究医枠）で入学し、研究医プログラム及び法医学プログラムに所属した者
- (2) 一般選抜で入学した者、学校推薦型選抜（研究医枠）で入学し、国際保健プログラムまたは熱帯医学プログラムに所属した者及び編入学した者で同コースへの所属を許可された者

2 定員

定員は、諸事情を勘案して、その都度学部長が判断する。

3 所属の許可及び配属先

- (1) 1 の (1) による対象者の配属先については、3 年次後期の指定する期日までに学部長に所属希望届を提出し、教務委員会の審議を経て決定する。ただし、法医学プログラムに所属した者の配属先は法医学教室とする。
- (2) 1 の (2) により、研究医コースへの所属を希望する者は、3 年次後期又は 4 年次後期の指定する期日までに学部長に所属希望届を提出し、許可を受けなければならない。
 - ② 学部長は、提出された所属希望届に基づき、教務委員会が設置する審査委員会において選考し、教務委員会の審議を経て決定する。なお、審査委員会は、教務委員長と教務委員長が指名する 2 名の委員により構成する。

4 履修方法

研究医コースへは第 4 年次前期又は第 5 年次前期から所属するものとし、配属教室において研究活動を行う「研究室配属実習Ⅰ」及び「研究室配属実習Ⅱ」を履修しなければならない。

なお、4年次前期から所属する者は「研究室配属実習Ⅰ」を1単位、「研究室配属実習Ⅱ」を2単位履修し、5年次前期から所属する者は、「研究室配属実習Ⅱ」を1単位履修するものとする。

また、「高次臨床実習」の1タームは配属教室において研究活動を行うものとする。

5 単位の認定

活動報告会等を行い、審査委員会の審査により単位を認定する。

6 進級要件及び卒業要件

進級要件及び卒業要件は、長崎大学医学部規程に基づく。

7 大学院への進学

研究医コースを修了した者は、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（医学系基礎研究分野）に進学するものとする。

8 大学院の早期修了

研究医コースを修了した者は、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科「在学期間の特例の適用を受ける場合の評価基準等について」の適用対象となる。

9 研究医コース履修者のコース変更

原則として、既に研究医コースを履修している者のコース変更は認めない。ただし、3の（2）により、研究医コースへの所属を許可された者がコース変更を希望する場合は、教務委員会の審議を経て学部長がコース変更を認めることがある。

10 奨学金の給付について

奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

(4) 進級判定に関する申合せ

一般選抜、学校推薦型選抜（宮崎県枠）及び学校推薦型選抜（佐賀県枠）で入学した者の6年一貫カリキュラムにおける進級要件に関する申合せ

	平成24年2月22日
	医学科会議決定
一部改正	平成26年2月19日
一部改正	平成27年1月21日
一部改正	平成28年2月15日
一部改正	平成28年7月20日
一部改正	令和3年3月10日
一部改正	令和4年3月9日
一部改正	令和7年3月12日
一部改正	令和7年8月20日

長崎大学医学部規程第17条の規定に基づき、進級要件に関して次のとおり申し合わせる。

第1 第2年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目（医学ゼミ及び医学英語を除く）の6科目中、5科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 医学英語を1単位以上修得していない者

第2 第3年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目（医学ゼミ及び医学英語を除く）の19科目中、18科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第1に掲げる第1年次開講科目の6科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びプラネタリーヘルス科目を修得していない者
- (3) 医学ゼミを1単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を2単位以上修得していない者

第3 第4年次に進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目（リサーチセミナー、医学ゼミ及び医学英語を除く）の14科目中、13科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第2に掲げる第2年次開講科目の19科目を修得していない者
- (3) 医学ゼミを2単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を3単位以上修得していない者

第4 第5年次へ進級及び臨床実習に着手しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次及び第4年次開講科目（臨床実習、医学ゼミ及び医学英語を除く）をすべて修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 医学ゼミを3単位以上修得していない者
- (2) 臨床実習開始前の学生評価のための共用試験に合格していない者
- (3) 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していない者
- (4) 医学英語を4単位以上修得していない者

第5 第1から6年次全ての学生において、「医学生のアンプロフェッショナルな行為・態度について」に該当する行為・態度により、＜アンプロフェッショナルな行為・態度への対応＞レベル2の3回目あるいはレベル3の対応に該当する者に対しては、該当する講義科目や実習を失格とし、進級や卒業を認めないことがある。

附 則 （平成28年7月20日）

この申合せは、平成28年8月1日から施行する。ただし、平成28年度において第4年次に在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 （令和3年3月10日）

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 （令和4年3月9日）

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 （令和7年3月12日）

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 （令和7年8月20日）

この申合せは、令和7年9月1日から施行する。

6年一貫カリキュラムにおける合否判定及び進級要件に関する申合せ
 (令和7年度以降：一般選抜、学校推薦型選抜(宮崎県枠)及び学校推薦型選抜(佐賀県枠)入学者適用)
 令和7年3月12日制定 令和7年4月1日より施行

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	<p>医と社会 (1)医と社会I 入門科目 (2)医科生物学入門 (3)人体構造系I (4)生体分子系 (5)発生・組織系 (6)内臓機能・体液系I</p> <p>正常構造と機能 (3)人体構造系I (4)生体分子系 (5)発生・組織系 (6)内臓機能・体液系I</p> <p>疾患総論 (10)感染系 (11)免疫系 (12)病理総論系 (13)腫瘍系 (14)基礎医学TBL (15)放射線基礎医学 (16)薬理系 (17)血液・リンパ系 (18)循環器系 (19)感染症系</p>	<p>医と社会 (1)医と社会II 入門科目 (2)Communication Skill In English (3)医学史・原爆医学と長崎 (4)医学統計学 (5)神経・感覚器系 (6)人体構造系II (7)動物性機能系 (8)内臓機能・体液系II</p> <p>正常構造と機能 (9)分子遺伝系</p> <p>疾患総論 (10)感染系 (11)免疫系 (12)病理総論系 (13)腫瘍系 (14)基礎医学TBL (15)放射線基礎医学 (16)薬理系 (17)血液・リンパ系 (18)循環器系 (19)感染症系</p>	<p>医と社会 (1)医と社会III 疾患各論 (2)呼吸器系 (3)内分泌・代謝・栄養系 (4)消化器系 (5)運動系 (6)腎泌尿器系 (7)生殖系 (8)精神系 (9)免疫・アレルギー疾患系 (10)脳・神経系 (11)皮膚系 (12)増殖系 (13)耳鼻咽喉口腔系</p> <p>診療の基本 (14)放射線医学 基礎研究実習 (15)リサーチセミナー</p>	<p>医と社会 (1)医と社会IV 正常構造と機能 疾患各論 医学・医療と社会 (4)法医学系 (5)衛生学・臨床疫学 (6)公衆衛生学 (7)地域医療学・医療情報学 (8)臨床検査医学 (9)外科治療学 (10)救急医学 (11)総合診療学 (12)臨床薬理学 (13)東洋医学 (14)総合病理学 (15)リハビリテーション医学 臨床実習 (18)臨床実習 基礎研究実習 (19)リサーチセミナー</p> <p>診療の基本 (16)診断学 (17)臨床推論PBL</p>	<p>臨床実習 (1)臨床実習 (2)高次臨床実習I</p>	<p>臨床実習 (1)高次臨床実習I</p>	卒業試験
試験時期(▲)	▲	▲	▲	▲	▲	▲▲▲	
判定時期	↑ I	↑ II	↑ III	↑ IV	↑ V	卒業判定 ↓	
進級要件	<p>I. 進級要件 ア. 上記19科目中、必修科目がなく、不合格科目を2科目以上有さないこと イ. 4年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びリサーチ入門コース科目をすべて修得していること ウ. 医学英語を1単位以上修得していること</p>	<p>II. 進級要件 ア. 上記19科目中、必修科目がなく、不合格科目を2科目以上有さないこと イ. 4年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びリサーチ入門コース科目をすべて修得していること ウ. 医学ゼミを1単位以上修得していること エ. 医学英語を2単位以上修得していること</p>	<p>III. 進級要件 ア. リサーチセミナーを除く上記14科目中、必修科目がなく、不合格科目を1科目以上有さないこと イ. 2年の専門教育科目をすべて修得していること ウ. 医学ゼミを2単位以上修得していること エ. 医学英語を3単位以上修得していること</p>	<p>IV. 進級及び臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習を除く3年及び4年の専門教育科目をすべて修得していること イ. 医学ゼミは3単位以上を修得していること ウ. 共用試験に合格していること エ. 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していること オ. 医学英語を4単位以上修得していること</p>	<p>V. 進級及び高次臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習に合格していること</p>	<p>VI. 卒業要件 ア. 全単位修得していること イ. 卒業試験に合格していること</p>	
進級要件	1. 不合格と判定された者は、各科目の担当教員並びに教務委員会の指導を受けなければならない。 2. 進級要件を満たさなかった者は、すべての不合格科目について再履修を課す。 3. 1科目不合格で進級した者は、可能な限り再履修を課す。						
備考							

	医学ゼミ 医学英語 教養教育30単位					
試験時期(▲)	▲	▲	▲	▲	▲	▲▲▲
判定時期	↑ I	↑ II	↑ III	↑ IV	↑ V	卒業判定 ↓
進級要件	<p>I. 進級要件 ア. 上記19科目中、必修科目がなく、不合格科目を2科目以上有さないこと イ. 4年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びリサーチ入門コース科目をすべて修得していること ウ. 医学英語を1単位以上修得していること</p>	<p>II. 進級要件 ア. 上記19科目中、必修科目がなく、不合格科目を2科目以上有さないこと イ. 4年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びリサーチ入門コース科目をすべて修得していること ウ. 医学ゼミを1単位以上修得していること エ. 医学英語を2単位以上修得していること</p>	<p>III. 進級要件 ア. リサーチセミナーを除く上記14科目中、必修科目がなく、不合格科目を1科目以上有さないこと イ. 2年の専門教育科目をすべて修得していること ウ. 医学ゼミを2単位以上修得していること エ. 医学英語を3単位以上修得していること</p>	<p>IV. 進級及び臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習を除く3年及び4年の専門教育科目をすべて修得していること イ. 医学ゼミは3単位以上を修得していること ウ. 共用試験に合格していること エ. 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していること オ. 医学英語を4単位以上修得していること</p>	<p>V. 進級及び高次臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習に合格していること</p>	<p>VI. 卒業要件 ア. 全単位修得していること イ. 卒業試験に合格していること</p>
進級要件	1. 不合格と判定された者は、各科目の担当教員並びに教務委員会の指導を受けなければならない。 2. 進級要件を満たさなかった者は、すべての不合格科目について再履修を課す。 3. 1科目不合格で進級した者は、可能な限り再履修を課す。					
備考						

学校推薦型選抜（長崎医療枠）及び学校推薦型選抜（地域医療特別枠）で
入学した者の6年一貫カリキュラムにおける進級要件に関する申合せ

	平成24年2月22日
	医学科会議決定
一部改正	平成26年2月19日
一部改正	平成27年1月21日
一部改正	平成28年2月15日
一部改正	平成28年7月20日
一部改正	令和3年3月10日
一部改正	令和4年3月9日
一部改正	令和5年2月15日
一部改正	令和7年3月12日
一部改正	令和7年8月20日

長崎大学医学部規程第17条の規定に基づき、進級要件に関して次のとおり申し合わせる。

第1 第2年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目（医学ゼミ、地域医療ゼミ及び医学英語を除く）の6科目中、5科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 地域医療ゼミを1単位以上修得していない者
- (3) 医学英語を1単位以上修得していない者

第2 第3年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目（医学ゼミ及び医学英語を除く）の19科目中、18科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第1に掲げる第1年次開講科目の6科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びプラネタリーヘルス科目を修得していない者
- (3) 医学ゼミを1単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を2単位以上修得していない者

第3 第4年次に進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目（リサーチセミナー、医学ゼミ及び医学英語を除く）の14科目中、13科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第2に掲げる第2年次開講科目の19科目を修得していない者
- (3) 医学ゼミを2単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を3単位以上修得していない者

第4 第5年次へ進級及び臨床実習に着手しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次及び第4年次開講科目（臨床実習、医学ゼミ及び医学英語を除く）をすべて修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 臨床実習開始前の学生評価のための共用試験に合格していない者
- (2) 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していない者
- (3) 医学英語を4単位以上修得していない者

第5 第1から6年次全ての学生において、「医学生のアンプロフェッショナルな行為・態度について」に該当する行為・態度により、＜アンプロフェッショナルな行為・態度への対応＞レベル2の3回目あるいはレベル3の対応に該当する者に対しては、該当する講義科目や実習を失格とし、進級や卒業を認めないことがある。

附 則 （平成28年7月20日）

この申合せは、平成28年8月1日から施行する。ただし、平成28年度において第4年次に在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 （令和3年3月10日）

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 （令和4年3月9日）

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 （令和5年2月15日）

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 （令和7年3月12日）

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 （令和7年8月20日）

この申合せは、令和7年9月1日から施行する。

6年一貫カリキュラムにおける合格判定及び進級要件に関する申合せ
(令和7年度以降:学校推薦型選抜(長崎医療枠)及び学校推薦型選抜(地域医療枠)入学適用品)
(令和7年3月12日制定 令和7年4月1日より施行)

	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	医と社会 (1)医と社会I 入門科目 (2)医科生物学入門	医と社会 (1)医と社会II 入門科目 (2)Communication Skill In English (3)医学史・原爆医学と長崎 正常構造と機能 (3)人体構造系I (4)生体分子系 (5)発生・組織系 (6)内臓機能・体液系I	医と社会 (1)医と社会III 疾患各論 (2)呼吸器系 (3)内分泌・代謝・栄養系 (4)消化器系 (5)運動系 (6)腎泌尿器系 (7)生殖系 疾患各論 (8)精神系 (9)免疫・アレルギー疾患系 (10)脳・神経系 (11)皮膚系 (12)視覚系 (13)耳鼻咽喉口腔系	医と社会 (1)医と社会IV 正常構造と機能 (2)人体構造系II 疾患各論 医学・医療と社会 (4)法医学系 (5)衛生学・臨床疫学 (6)公衆衛生学 (7)地域医療学・医療情報学	臨床実習 (1)臨床実習 (2)高次臨床実習I	臨床実習 (1)臨床実習 (2)高次臨床実習II	臨床実習 (1)臨床実習 (2)高次臨床実習	臨床実習 (1)高次臨床実習II				
	卒業試験											

	医学ゼミ 医学英語 教養教育30単位											
試験時期(▲)	▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲											
判定時期	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
進級要件	I. 進級要件 ア. 上記専門教育科目6科目中、欠格科目がなく、合格科目が2科目以上有ること イ. 1年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びボランティアヘルス科目をすべて修得していること ウ. 医学英語を1単位以上修得していること	II. 進級要件 ア. 上記19科目中、欠格科目がなく、合格科目が2科目以上有ること イ. 1年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びボランティアヘルス科目をすべて修得していること ウ. 医学ゼミを1単位以上修得していること エ. 医学英語を2単位以上修得していること	III. 進級要件 ア. リサーチセミナー-実際に14科目中、欠格科目がなく、合格科目を2科目以上有ること イ. 2年の専門教育科目をすべて修得していること ウ. 医学ゼミを2単位以上修得していること エ. 医学英語を3単位以上修得していること	IV. 進級及び臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習を4、5年及び6年の専門教育科目をすべて修得していること イ. 2年の専門教育科目の卒業要件単位27単位を修得していること ウ. 医学英語を4単位以上修得していること エ. 医学英語を4単位以上修得していること	V. 進級及び高次臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習に合格していること イ. 卒業試験に合格していること	VI. 卒業要件 ア. 全単位修得していること イ. 卒業試験に合格していること						
進級要件	1. 不合格と判定された者は、各科目の担当教員並びに教務委員会の指導を受けなければならない。 2. 進級要件を満たさなかった者は、すべての不合格科目について再履修を課す。 3. 1科目不合格で進級した者は、可能な限り再履修を課す。											
備考												

学校推薦型選抜（研究医枠）で入学し研究医プログラム
または法医学プログラムに配属された者の6年一貫カリキュラムに
おける進級要件に関する申合せ

平成30年3月14日
医学科会議決定
一部改正 令和 3年3月10日
一部改正 令和 4年3月 9日
一部改正 令和 5年2月15日
一部改正 令和 7年3月12日
一部改正 令和 7年8月20日

長崎大学医学部規程第17条の規定に基づき、進級要件に関して次のとおり申し合わせる。

第1 第2年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目（研究室配属実習Ⅰ、医学ゼミ及び医学英語を除く）の6科目中、5科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 研究室配属実習Ⅰを2単位以上修得していない者
- (3) 医学英語を1単位以上修得していない者

第2 第3年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目（研究室配属実習Ⅰ、医学ゼミ及び医学英語を除く）の19科目中、18科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第1に掲げる第1年次開講科目の6科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びプラネタリーヘルス科目を修得していない者
- (3) 研究室配属実習Ⅰを3単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を2単位以上修得していない者

第3 第4年次に進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目（研究室配属実習Ⅰ、リサーチセミナー、医学ゼミ及び医学英語を除く）の14科目中、13科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第2に掲げる第2年次開講科目の19科目を修得していない者
- (3) 研究室配属実習Ⅰを4単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を3単位以上修得していない者

第4 第5年次へ進級及び臨床実習に着手しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次及び第4年次開講科目（臨床実習、研究室配属実習Ⅰ、研究室配属実習Ⅱ、医学ゼミ及び医学英語を除く）をすべて修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 臨床実習開始前の学生評価のための共用試験に合格していない者
- (2) 研究室配属実習Ⅰを5単位以上修得していない者
- (3) 研究室配属実習Ⅱを1単位以上修得していない者
- (4) 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していない者
- (5) 医学英語を4単位以上修得していない者

第5 第1から6年次全ての学生において、「医学生のアンプロフェッショナルな行為・態度について」に該当する行為・態度により、＜アンプロフェッショナルな行為・態度への対応＞レベル2の3回目あるいはレベル3の対応に該当する者に対しては、該当する講義科目や実習を失格とし、進級や卒業を認めないことがある。

附 則 (平成30年3月14日)

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日)

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月9日)

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年2月15日)

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月12日)

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年8月20日)

この申合せは、令和7年9月1日から施行する。

6年一貫カリキュラムにおける合否判定及び進級要件に関する申合せ
(令和7年度以降・学校推薦型選抜(研究医科(研究医・法医学プログラム)配属者適用) 令和7年3月12日制定 令和7年4月1日より施行)

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	<p>医と社会 (1)医と社会I</p> <p>入門科目 (2)医科生物学入門</p> <p>正常構造と機能 (3)人体構造系I (4)生体分子系 (5)発生・組織系 (6)内臓機能・体液系I</p>	<p>医と社会 (1)医と社会II</p> <p>入門科目 (2)Communication Skill in Englishと長崎 (3)医学史・原爆医学 (4)医学統計学</p> <p>正常構造と機能 (5)神経・感覚系 (6)人体構造系II (7)動物性機能系 (8)内臓機能・体液系II</p> <p>疾患総論 (10)感染症系 (11)免疫系 (12)病理総論系 (13)腫瘍系 (14)基礎医学TBL (15)放射線基礎医学 (16)薬理系</p> <p>疾患各論 (17)血液・リンパ系 (18)循環器系 (19)感染症系</p>	<p>医と社会 (1)医と社会III</p> <p>疾患各論 (8)精神系 (9)免疫・アレルギー疾患系 (10)脳・神経系 (11)皮膚系 (12)視覚系 (13)耳鼻咽喉口腔系</p> <p>診療の基本 (14)放射線医学</p> <p>基礎研究実習 (15)リサーチセミナー</p>	<p>医と社会 (1)医と社会IV</p> <p>正常構造と機能 (2)人体構造系II (3)小児系 (4)法医学系 (5)衛生学・臨床疫学 (6)公衆衛生学 (7)地域医療学・医療情報学</p> <p>診療の基本 (8)臨床検査医学 (9)外科治療学 (10)救急医学 (11)総合診療学 (12)臨床薬理学 (13)東洋医学 (14)総合病理学 (15)リハビリテーション医学</p> <p>臨床実習 (18)臨床実習 基礎研究実習 (19)リサーチセミナー</p>	<p>臨床実習 (1)臨床実習 (2)高次臨床実習I</p>	<p>臨床実習 (1)高次臨床実習II</p>	卒業試験
試験時期(▲)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
判定時期	↑ I	↑ II	↑ III	↑ IV	↑ V	卒業判定 I	
進級要件	<p>I. 進級要件 ア. 上記専門教育科目6科目中、失格科目がなく、合格科目が2科目以上有さないこと イ. 11年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びフロンティアヘルス科目をすべて修得していること ウ. 医学英語を1単位以上修得していること</p>	<p>II. 進級要件 ア. 上記19科目中、失格科目がなく、合格科目を2科目以上有さないこと イ. 11年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びフロンティアヘルス科目をすべて修得していること ウ. 研究室配属実習 I を3単位以上修得していること エ. 医学英語を2単位以上修得していること</p>	<p>III. 進級要件 ア. リサーチセミナーを除く上記14科目中、失格科目がなく、合格科目を3科目以上有さないこと イ. 2年の専門教育科目をすべて修得していること ウ. 研究室配属実習 I を4単位以上修得していること エ. 医学英語を3単位以上修得していること</p>	<p>IV. 進級及び臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習を除く、3年及び4年の専門教育科目をすべて修得していること イ. 共用試験に合格していること ウ. 研究室配属実習 I を5単位以上修得していること エ. 研究室配属実習 II を1単位以上修得していること オ. 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していること カ. 医学英語を4単位以上修得していること</p>	<p>V. 進級及び高次臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習に合格していること イ. 研究室配属実習 II を2単位以上修得していること</p>	<p>VI. 卒業要件 ア. 全単位修得していること イ. 卒業試験に合格していること</p>	
進級要件	1. 不合格と判定された者は、各科目の担当教員並びに教務委員会の指導を受けなければならない。 2. 進級要件を満たさなかった者は、すべての不合格科目について再履修を課す。 3. 1科目不合格で進級した者は、可能な限り再履修を課す。						
備考							

	研究室配属実習 I	医学セミ	医学英語	教養教育30単位		
試験時期(▲)	▲	▲	▲	▲		
判定時期	↑ I	↑ II	↑ III	↑ IV		
進級要件	<p>I. 進級要件 ア. 上記専門教育科目6科目中、失格科目がなく、合格科目が2科目以上有さないこと イ. 11年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びフロンティアヘルス科目をすべて修得していること ウ. 研究室配属実習 I を3単位以上修得していること エ. 医学英語を2単位以上修得していること</p>	<p>II. 進級要件 ア. 上記19科目中、失格科目がなく、合格科目を2科目以上有さないこと イ. 11年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びフロンティアヘルス科目をすべて修得していること ウ. 研究室配属実習 I を4単位以上修得していること エ. 医学英語を3単位以上修得していること</p>	<p>III. 進級要件 ア. リサーチセミナーを除く上記14科目中、失格科目がなく、合格科目を3科目以上有さないこと イ. 2年の専門教育科目をすべて修得していること ウ. 研究室配属実習 I を5単位以上修得していること エ. 研究室配属実習 II を1単位以上修得していること オ. 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していること カ. 医学英語を4単位以上修得していること</p>	<p>IV. 進級及び臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習を除く、3年及び4年の専門教育科目をすべて修得していること イ. 共用試験に合格していること ウ. 研究室配属実習 I を5単位以上修得していること エ. 研究室配属実習 II を1単位以上修得していること オ. 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していること カ. 医学英語を4単位以上修得していること</p>	<p>V. 進級及び高次臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習に合格していること イ. 研究室配属実習 II を2単位以上修得していること</p>	<p>VI. 卒業要件 ア. 全単位修得していること イ. 卒業試験に合格していること</p>
進級要件	1. 不合格と判定された者は、各科目の担当教員並びに教務委員会の指導を受けなければならない。 2. 進級要件を満たさなかった者は、すべての不合格科目について再履修を課す。 3. 1科目不合格で進級した者は、可能な限り再履修を課す。					
備考						

学校推薦型選抜（研究医枠）で入学し
国際保健プログラムに配属された者の6年一貫カリキュラムにおける
進級要件に関する申合せ

平成30年3月14日

医学科会議決定

一部改正 令和 3年3月10日

一部改正 令和 4年3月 9日

一部改正 令和 5年2月15日

一部改正 令和 7年3月12日

一部改正 令和 7年8月20日

長崎大学医学部規程第17条の規定に基づき、進級要件に関して次のとおり申し合わせる。

第1 第2年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目（研究室配属実習Ⅰ、医学ゼミ、国際医療ゼミ及び医学英語を除く）の6科目中、5科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 研究室配属実習Ⅰを1単位以上修得していない者
- (3) 国際医療ゼミを1単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を1単位以上修得していない者

第2 第3年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目（医学ゼミ、国際医療ゼミ、国際医療英語及び医学英語を除く）の19科目中、18科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第1に掲げる第1年次開講科目の6科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びプラネタリーヘルス科目を修得していない者
- (3) 国際医療ゼミを2単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を2単位以上修得していない者

第3 第4年次に進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目（リサーチセミナー、医学ゼミ、国際医療英語及び医学英語を除く）の14科目中、13科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第2に掲げる第2年次開講科目の19科目を修得していない者
- (3) 国際医療英語を2単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を3単位以上修得していない者

第4 第5年次へ進級及び臨床実習に着手しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次及び第4年次開講科目（臨床実習、医学ゼミ、グロー

バルヘル斯特論、研究室配属実習Ⅱ及び医学英語を除く)をすべて修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 臨床実習開始前の学生評価のための共用試験に合格していない者
- (2) 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していない者
- (3) グローバルヘル斯特論を1単位以上修得していない者
- (4) 研究室配属実習Ⅱを1単位以上修得していない者
- (5) 医学英語を4単位以上修得していない者

第5 第1から6年次全ての学生において、「医学生のアンプロフェッショナルな行為・態度について」に該当する行為・態度により、＜アンプロフェッショナルな行為・態度への対応＞レベル2の3回目あるいはレベル3の対応に該当する者に対しては、該当する講義科目や実習を失格とし、進級や卒業を認めないことがある。

附 則 (平成30年3月14日)

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日)

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月9日)

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年2月15日)

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月12日)

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年8月20日)

この申合せは、令和7年9月1日から施行する。

学校推薦型選抜（研究医枠）で入学し
熱帯医学プログラムに
配属された者の6年一貫カリキュラムにおける進級要件に関する申合せ

平成30年3月14日

医学科会議決定

一部改正 令和 3年3月10日

一部改正 令和 4年3月 9日

一部改正 令和 5年2月15日

一部改正 令和 7年3月12日

一部改正 令和 7年8月20日

長崎大学医学部規程第17条の規定に基づき、進級要件に関して次のとおり申し合わせる。

第1 第2年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目（研究室配属実習Ⅰ、医学ゼミ、熱帯医学ゼミ及び医学英語を除く）の6科目中、5科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第1年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 研究室配属実習Ⅰを1単位以上修得していない者
- (3) 熱帯医学ゼミを1単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を1単位以上修得していない者

第2 第3年次へ進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目（研究室配属実習Ⅰ、医学ゼミ、国際医療英語及び医学英語を除く）の19科目中、18科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第2年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第1に掲げる第1年次開講科目の6科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びプラネタリーヘルス科目を修得していない者
- (3) 研究室配属実習Ⅰを2単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を2単位以上修得していない者

第3 第4年次に進級しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目（研究室配属実習Ⅰ、リサーチセミナー、医学ゼミ、国際医療英語及び医学英語を除く）の14科目中、13科目以上を修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次開講科目で履修すべき必修の授業科目について、受験資格のない科目を有している者
- (2) 第2に掲げる第2年次開講科目の19科目を修得していない者
- (3) 研究室配属実習Ⅰを3単位以上修得していない者
- (4) 医学英語を3単位以上修得していない者

第4 第5年次へ進級及び臨床実習に着手しようとする学生は、長崎大学医学部規程第6条第2項の別表第3に掲げる第3年次及び第4年次開講科目（臨床実習、グローバルヘルス

特論、研究室配属実習Ⅱ、医学ゼミ及び医学英語を除く)をすべて修得しなければならない。

二 前項の規定のほか、次の各号に該当する者に対しては進級を認めない。

- (1) 臨床実習開始前の学生評価のための共用試験に合格していない者
- (2) 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していない者
- (3) グローバルヘルステ論を1単位以上修得していない者
- (4) 研究室配属実習Ⅱを1単位以上修得していない者
- (5) 医学英語を4単位以上修得していない者

第5 第1から6年次全ての学生において、「医学生のアンプロフェッショナルな行為・態度について」に該当する行為・態度により、＜アンプロフェッショナルな行為・態度への対応＞レベル2の3回目あるいはレベル3の対応に該当する者に対しては、該当する講義科目や実習を失格とし、進級や卒業を認めないことがある。

附 則 (平成30年3月14日)

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日)

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月9日)

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年2月15日)

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月12日)

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度において在籍している学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年8月20日)

この申合せは、令和7年9月1日から施行する。

6年一貫カリキュラムにおける合格判定及び進級要件に関する申合せ
(令和7年度以降: 学校推薦型選抜(熱帯医学プログラム)配属者適用)
令和7年3月12日制定 令和7年4月1日より施行

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	<p>医と社会 (1)医と社会I</p> <p>入門科目 (2)医科生物学入門</p> <p>正常構造と機能 (3)人体構造系I (4)生体分子系 (5)発生・組織系 (6)内臓機能・体液系I</p>	<p>医と社会 (1)医と社会II</p> <p>入門科目 (2)Communication Skill In English (3)医学史・原簿医学と長崎 (4)医学統計学</p> <p>正常構造と機能 (5)神経・感覚器系II (6)人体構造系II (7)動物性機能系 (8)内臓機能・体液系II</p> <p>疾患総論 (10)感染系 (11)免疫系 (12)病理総論系 (13)腫瘍系 (14)基礎医学TBL (15)放射線基礎医学 (16)薬理系</p> <p>疾患各論 (17)血液・リンパ系 (18)痛覚器系 (19)感染症系</p>	<p>医と社会 (1)医と社会III</p> <p>疾患各論 (2)呼吸器系 (3)内分泌・代謝・栄養系 (4)消化器系 (5)運動系 (6)腎泌尿器系 (7)生殖系 (8)精神系 (9)免疫・アレルギー疾患系 (10)脳・神経系 (11)皮膚系 (12)視覚系 (13)耳鼻咽喉口腔系</p> <p>診療の基本 (14)放射線医学</p> <p>基礎研究実習 (15)リサーチセミナー</p>	<p>医と社会 (1)医と社会IV</p> <p>正常構造と機能 (2)人体構造系III (3)小児系 (4)法医学系 (5)衛生学・臨床疫学 (6)公衆衛生学 (7)地域医療学・医療情報学</p> <p>診療の基本 (8)臨床検査医学 (9)外科治療学 (10)救急医学 (11)総合診療学 (12)臨床薬理学 (13)東洋医学 (14)総合病理学 (15)リハビリテーション医学</p> <p>臨床実習 (16)診断学 (17)臨床推論PBL (18)臨床実習 (19)リサーチセミナー</p>	<p>臨床実習 (1)臨床実習 (2)高次臨床実習I</p>	<p>臨床実習 (1)高次臨床実習II</p>	卒業試験
	研究室配属実習I 熱帯医学ゼミ	研究室配属実習I 医学ゼミ	研究室配属実習I 医学英語	研究室配属実習II 医学英語	研究室配属実習II		
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	

試験時期(▲)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
判定時期	<p>Ⅰ. 進級要件 ア. 上記19科目中、失格科目がなく、不合格科目を2科目以上有さないこと イ. 1年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びコアスキルヘルス科目をすべて修得していること ウ. 熱帯医学ゼミを1単元以上修得していること エ. 医学英語を1単元以上修得していること</p>	<p>Ⅱ. 進級要件 ア. 上記19科目中、失格科目がなく、不合格科目を2科目以上有さないこと イ. 1年の専門教育科目並びに教養教育科目の教養基礎科目及びコアスキルヘルス科目をすべて修得していること ウ. 研究室配属実習Iを2単元以上修得していること エ. 医学英語を2単元以上修得していること</p>	<p>Ⅲ. 進級要件 ア. リサーチセミナーを1回以上履修していること イ. 1年の専門教育科目をすべて修得していること ウ. 研究室配属実習Iを3単元以上修得していること オ. 医学英語を3単元以上修得していること</p>	<p>Ⅳ. 進級及び臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習を除く、3年及び4年の専門教育科目をすべて修得していること イ. 共用試験に合格していること ウ. 教養教育科目の卒業要件単位27単位を修得していること エ. グローバルヘルス特論を1単元以上修得していること オ. 研究室配属実習IIを1単元以上修得していること カ. 医学英語を4単元以上修得していること</p>	<p>Ⅴ. 進級及び高次臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習に合格していること イ. 研究室配属実習IIを2単元以上修得していること</p>	<p>Ⅵ. 卒業要件 ア. 全単位修得していること イ. 卒業試験に合格していること</p>	卒業判定I
進級要件	1. 不合格と判定された者は、各科目の担当教員並びに教務委員長の指導を受けなければならない。 2. 進級要件を満たさなかった者は、すべての不合格科目について再履修を課す。 3. 1科目不合格で進級した者は、可能な限り再履修を課す。						
備考							

◎学士編入学生に係る合否判定及び進級要件に関する申合せ

(令和4年度以降編入学生適用)
令和4年3月29日制定 令和4年 4月 1日より施行

	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
		<p>医と社会 (1)医と社会I (2)医と社会II</p> <p>入門科目 (3)医科生物学入門 (6)医学統計学 (4)Communication Skill in English (5)医学史・原簿医学と長崎</p> <p>正常構造と機能 (7)生体分子系</p> <p>(8)神経・感覚系 (9)人体構造系II (10)動物性機能系 (11)内臓機能・体液系II (12)発生・組織系 (13)分子遺伝系 (14)内臓機能・体液系I</p>	<p>医と社会 (1)医と社会III</p> <p>疾患各論 (2)呼吸器系 (3)内分泌・代謝・栄養系 (4)消化器系 (5)運動系 (6)腎泌尿器系 (7)生殖系 (8)精神系 (9)免疫・アレルギー疾患系 (10)脳・神経系 (11)皮膚系 (12)視覚系 (13)耳鼻咽喉口腔系</p>	<p>医と社会 (1)医と社会IV</p> <p>正常構造と機能 (2)人体構造系III</p> <p>疾患各論 (3)小児系 (4)法医学系 (5)衛生学・臨床疫学 (6)公衆衛生学 (7)地域医療学・医療情報学</p>	<p>臨床実習 (1)臨床実習 (2)高次臨床実習I</p>	<p>臨床実習 (1)臨床実習 (2)高次臨床実習II</p>	卒業試験					
		<p>疾患総論 (15)感染系 (16)免疫系 (17)病理総論系 (18)腫瘍系 (19)基礎医学TBL (20)放射線基礎医学 (21)薬理系</p> <p>疾患各論 (22)血液・リンパ系 (23)循環器系 (24)感染症系</p>	<p>診療の基本 (14)放射線医学</p> <p>基礎研究実習 (15)リサーチセミナー</p>	<p>診療の基本 (16)診断学 (17)臨床推論PBL (18)臨床検査医学 (19)外科治療学 (10)救急医学 (11)総合診療学 (12)臨床薬理学 (13)東洋医学 (14)総合病理学 (15)リハビリテーション医学</p> <p>臨床実習 (18)臨床実習 基礎研究実習 (19)リサーチセミナー</p>								
試験時期(▲)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

判定時期	II. 進級要件 ア. 上記24科目中、欠格科目がなく、不合格科目を2科目以上有さないこと イ. 医学ゼミを1単位以上修得していること ウ. 医学英語を1単位以上修得していること	III. 進級要件 ア. リサーチセミナーを除く上記14科目中、欠格科目がなく、不合格科目を2科目以上有さないこと イ. 2年の専門教育科目をすべて修得していること ウ. 医学ゼミを2単位以上修得していること エ. 医学英語を2単位以上修得していること	IV. 進級及び臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習を除く3年及び4年の専門教育科目をすべて修得していること イ. 医学ゼミは3単位以上を修得していること ウ. 未用試験に合格していること エ. 医学英語を3単位以上修得していること	V. 進級及び高次臨床実習着手の要件 ア. 臨床実習に合格していること イ. 卒業要件 ア. 全単位修得していること イ. 卒業試験に合格していること	卒業判定 I
進級要件	1. 不合格と判定された者は、各科目の担当教員並びに教務委員会の指導を受けなければならない。 2. 進級要件を満たさなかった者は、すべての不合格科目について再履修を課す。 3. 1科目不合格で進級した者は、可能な限り再履修を課す。				
備考					

第5年次における評価及び進級要件に関する申合せ

平成24年2月22日

医学科会議決定

一部改正 平成24年9月19日

一部改正 平成28年2月15日

一部改正 平成30年3月14日

一部改正 令和7年8月20日

一部改正 令和8年2月18日

(第6年次への進級及び高次臨床実習着手の要件)

第1 第5年次の学生は、臨床実習を修得しなければ、第6年次へ進級及び高次臨床実習に着手できない。

(臨床実習)

第2 臨床実習に関する評価については、次のとおりとする。

- (1) 各診療科において、出席すべき時間数の3分の1を超えて欠席した者は、失格とする(報告書には、失格と記載する)。ただし、事故や疾病による入院等のため、実習時間が不足する場合、各診療科において、春季、夏季、冬季休業時等に補講し、評価する場合がある。
- (2) 各診療科において、評価が60点未満の者は、不合格の判断対象とする。
- (3) 単位取得に係る合否は、全実習期間を通じた各診療科の評価および学修状況を総合し、科目責任者が最終的に判断する。その結果、合格基準に満たないと判断された場合、又は、失格とされた科が1診療科以上ある場合は不合格とし、すべての臨床実習を再履修しなければならない。

(アンプロフェッショナルな行為・態度について)

第3 「医学生のアプロフェッショナルな行為・態度について」に該当する行為・態度により、＜アプロフェッショナルな行為・態度への対応＞レベル2の3回目あるいはレベル3の対応に該当する者に対しては、該当する講義科目や実習を失格とし、進級を認めないことがある。

附 則

この申合せは、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日 一部改正)

この申合せは、平成24年9月19日から施行する。

附 則 (平成28年2月15日 一部改正)

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 3月14日 一部改正）

- 1 この申合せは、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日現在本学部に在籍している者及び平成30年度において第2年次に編入学する者については、改正後の申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年8月20日 一部改正）

この申合せは、令和7年9月1日から施行する。

附 則（令和8年2月18日 一部改正）

この申合せは、令和8年2月18日から施行する。

令和8年2月18日現在医学部医学科に在籍している者についても、改正後の本申合せの規程を適用する

長崎大学学則第28条第二号の適用に係る申合せ

平成14年3月6日
医学科会議決定
一部改正 令和6年12月18日

医学部医学科は、長崎大学学則第28条第二号の適用に関し、次に掲げる者を該当者として取り扱うものとする。

- 「6年一貫カリキュラムにおける進級要件に関する申合せ」の第3に掲げる第4年次への進級要件を入学後の在学中6年間（編入学者においては在学中4年間）（休学期間を除く）に満たさなかった者

附則

- 1 この申合せは、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日現在医学部医学科に在籍している者については、改正後の長崎大学学則第28条第二号の適用に係る申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

共用試験の受験資格及び合格判定基準に関する申合せ

平成 31 年 4 月 17 日

医 学 科 会 議 決 定

一部改正 令和 5 年 3 月 8 日

一部改正 令和 5 年 5 月 17 日

(目的)

本申合せは、臨床実習に参加する条件として、臨床実習開始年度に実施される共用試験（CBT 及び OSCE）に合格した者であることを定め、共用試験の受験資格及び合格判定基準について、下記のとおり申し合わせるものとする。

記

(共用試験の受験資格)

- 第 1 共用試験の受験資格は 5 年次への進級判定までに、進級要件に関する申合せに基づき修得すべき全ての単位を修得又は修得見込の学生とする。
- 2 修得見込みでの受験において、修得すべき単位の全てまたは一部を修得できなかった場合は、遡って共用試験の受験資格を失い、全ての共用試験の試験結果は取り消すこととする。

(共用試験の合格判定基準)

- 第 2 共用試験の合格の判定は、CBT 及び OSCE の両方が到達基準に達した者に対し行う。
- 第 3 共用試験の評価については、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が定める全国統一基準により CBT 及び OSCE でそれぞれ行い、到達基準に達しなかった者は、それぞれ再試験を受験する。なお、追・再試験の評価についても、本試験と同様とする。
- 第 4 共用試験の本試験及び追・再試験において、病気、忌引、その他特段の事情なく欠席又は遅刻した者は不合格とする。
- 2 前項の規定により、本試験を不合格となった者は追・再試験の対象としない。

(翌年度の共用試験受験について)

- 第 5 第 1 条 2 項により共用試験の受験資格を失った者及び不合格と判定された者は、翌年度 4 年次科目の臨床推論 PBL、診断学を聴講の上、CBT 及び OSCE の両方を受験しなければならない。
- 2 前項の科目について、各授業を行った時数の 3 分の 1 を超えて欠席した者に対しては、CBT 及び OSCE の受験資格を認めない。
- 3 第 1 項の科目を除く 4 年次科目の聴講については、学生からの申出により、各科目責

任者が判断する。

附 則

この申合せは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 27 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、平成 31 年 4 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日現在医学部医学科に在籍している者及び平成 31 年度において第 2 年次に編入学する者についても、改正後の本申合せの規定を適用する。

附 則

- 1 この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日現在医学部医学科に在籍している者についても、改正後の本申合せの規定を適用する。

附 則

この申合せは、令和 5 年 5 月 17 日から施行する。

第6年次における評価に関する申合せ

平成29年11月22日

医学科会議決定

一部改正 令和 3年12月15日

一部改正 令和 5年 7月19日

一部改正 令和 7年 8月20日

一部改正 令和 8年 2月18日

(卒業試験)

- 第1 卒業試験の受験資格は、長崎大学医学部規定別表第1に定める最低修得単位数以上を修得または修得見込みの学生とする。
- 2 卒業試験の合格の判定は、総合試験及び卒前OSCEの両方に合格した者に対し行う。
- 3 卒業試験本試験の評価について、年度毎に別途通知する基準をもって合格とし、合格基準未満の場合には再試験を行う。なお、追・再試験の評価についても、当該年度に通知された基準をもって合格とする。
- 4 卒業試験を不合格と判定された者は、翌年度の総合試験及び卒前OSCEの両方を受験しなければならない。
- 5 卒業延期となった者については、本人の希望がある場合、高次臨床実習を再度受講することを認めることがある。

(高次臨床実習)

- 第2 高次臨床実習に関する評価については、次のとおりとする。
 - (1) 各診療科において、出席すべき時間数の3分の1を超えて欠席した者は、失格とする(報告書には失格と記載する)。ただし、事故や疾病による入院等のため、実習時間が不足する場合、各診療科において、春季、夏季、冬季休業時等に補講し、評価する場合がある。
 - (2) 各診療科において、評価が70点未満の者は、不合格の判断対象とする。
 - (3) 単位取得に係る合否は、全実習期間を通じた各診療科の評価および学修状況を総合し、科目責任者が最終的に判断する。その結果、合格基準に満たないと判断された場合、又は、失格とされた科が1診療科以上ある場合は不合格とし、すべての高次臨床実習を再履修しなければならない。

(アンプロフェッショナルな行為・態度について)

- 第3 「医学生のアプロフェッショナルな行為・態度について」に該当する行為・態度により、＜アプロフェッショナルな行為・態度への対応＞レベル2の3回目あるいはレベル3の対応に該当する者に対しては、該当する講義科目や実習を失格とし、卒業を認めないことがある。

附 則

この申合せは、平成29年11月22日から施行する。

附 則（令和3年12月15日 一部改正）

この申合せは、令和3年12月15日から施行する。

附 則（令和5年7月19日 一部改正）

この申合せは、令和5年7月19日から施行する。

附 則（令和7年8月20日 一部改正）

この申合せは、令和7年9月1日から施行する。

附 則（令和8年2月18日 一部改正）

この申合せは、令和8年2月18日から施行する。

令和8年2月18日現在医学部医学科に在籍している者についても、改正後の本申合せの規程を適用する

5. 履修案内

(1) 学期

本学科の学期は、前期と後期の2学期制です。

前期 4月1日～9月30日

後期 10月1日～3月31日

ただし、各期における授業開始日は、各学年で異なりますので、学年始めに公表するシラバスで確認してください。

(2) 授業時間

専門教育科目の授業は、各コマ60分で、月曜日から金曜日まで次の時間帯に行われます。

1校時 8:50～9:50

2校時 10:00～11:00

3校時 11:10～12:10

4校時 13:00～14:00

5校時 14:10～15:10

6校時 15:20～16:20

7校時 16:30～17:30

8校時 17:40～18:40

※教養教育科目は上記と異なるため注意してください。

※出欠管理は出席管理システムにて行ないます。詳細は医学科における出席管理システムの利用についてを参照ください。

(3) 授業実施場所

- ① 原則として、教養教育科目の授業は文教キャンパス、専門教育科目の授業は坂本キャンパスで行われますが、科目により異なる場合がありますので、必ずシラバスを確認してください。
- ② 1年次は、教養教育科目の授業を3日間（水・木・金曜日）、専門教育科目の授業を2日間（月・火曜日）受講します。
- ③ 2年次前期は、教養教育科目の授業を2日間（月・火曜日）、専門教育科目の授業を3日間（水・木・金曜日）受講します。
- ④ 2年次後期からは、原則として月曜日から金曜日まで専門教育科目の授業を受講します。
- ⑤ 体験実習・臨床実習は、大学病院や関係の実習病院・施設等で行われます。

(4) 授業計画書（シラバス）・授業時間割

毎年、学年始めに授業時間割表を含む授業計画書（シラバス）を公表します。

シラバスには、担当教員及び連絡先、教育目標・方針、授業内容、教科書及び参考書、評

価法、教室等が記載されています。授業はこの計画書のとおりに行われます。日付と教室をよく確認し受講してください。

なお、授業計画に変更が生じた場合は、その都度お知らせします。

(5) 専門教育科目の試験

- ① 単位の認定は、試験の結果に基づき行います。（以下、当初行う試験を便宜上、本試験とします。）
- ② 試験は、定期試験を原則とします。
- ③ 定期試験について、1・2年次は、学期末の定期試験期間中に行います。時間割は、定期試験期間前に掲示でお知らせします。3・4年次は、各科目の最後に行います。日程は、医学科授業計画の時間割に記載しています。
- ④ 授業を行った時数の3分の1を超えて欠席した者は、受験資格を失います。
- ⑤ 受験の際は、学生証持参のうえ、すべて試験監督者の指示に従ってください。また、携帯電話等の通信機器の使用は、計時機能だけであっても認めませんので、必ず電源を切って受験してください。
- ⑥ 病気その他の理由により受験できなかった者は、追試験願を提出すれば、追試験を行うことができますが、その判断は医学科教務委員会が行います。
- ⑦ 本試験又は追試験の結果、不合格となった科目については、再試験を行うことができますが、その判断は各科目責任者が行います。
- ⑧ 本試験及び追試験の可否は、各科目別に掲示します。再試験の可否は、原則として掲示しません。また、再試験を行わない科目は、本試験及び追試験の可否も掲示しません。
- ⑨ 各科目の最終評価は、前期及び後期の成績発表日以降に、NU-Web上で確認してください。
- ⑩ 各科目の可否及び最終評価に疑義がある場合は、成績発表後、1週間以内に学務課へ問合せってください。

(6) 進級判定及び卒業判定

- ① 進級判定の結果は、1～3年生は年度末、4年生は臨床実習開始前、5年生は高次臨床実習開始前、卒業判定の結果は、卒業試験終了後に掲示します。
- ② 受験資格のない科目が1科目でもあれば、進級及び卒業は認められません。詳細は進級判定に係る申合せ等を参照ください。
- ③ 進級要件及び卒業要件を満たせず留年した者は、不合格科目を再履修してください。また、進級したが不合格科目がある者は、該当学年の定期試験時に定期試験を受験することになります。
- ④ 医学部規程に定める卒業の認定に係る「所定の試験」とは、卒業試験を指します。卒業試験に合格しないと、卒業は認定されません。

医学部医学科の専門教育科目の考査等における不正行為の取扱いに関する内規

令和3年9月15日 医学科会議決定

令和7年3月12日 医学科会議一部改正

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学医学部医学科（以下「医学科」という。）の専門教育科目の考査等において不正行為の疑いがある学生及び不正を行った学生（以下「不正行為学生」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門教育科目の考査等 医学科の専門教育科目において試験期間又は随時に実施される考査、共用試験及び卒業試験であって、試験（オンラインで実施されるものを含む。）レポート、コンピュータテスト、口頭試問、実技試験、学習報告その他の出席以外の科目の成績評価の対象となるものをいう。
- (2) 不正行為 次の①～⑦の行為をいう。
 - ① 解答用紙へ故意に虚偽の記入（本人以外の学生番号・氏名を記入など）をすること。
 - ② カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の学生の答案等を見ること、他の人から答えを教わること、授業担当教員等の同意なく許可されたもの以外を参考とするなど）をすること。
 - ③ 他の学生に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
 - ④ 試験開始の指示前に、問題冊子を開いたり回答を始めること。
 - ⑤ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。（授業担当教員等が許可している場合を除く）
 - ⑥ その他授業担当教員等が専門教育科目の考査等を受ける学生にあらかじめ不適切な行為として提示したこと。
 - ⑦ 不正行為に準ずる行為に対する警告が2回に達した場合。
- (3) 不正行為に準ずる行為 次の①～⑦の行為をいう。
 - ① 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類、メモ類をかばん等にしまわず、身につけていたり手に持っていること。（授業担当教員等が許可している場合を除く）

- ② 不正行為の疑義動作（袖口付近や衣服のポケット付近での不自然な手の動き，不自然な姿勢，落ち着かない視線，その他不審な行動）があること。
 - ③ 試験の進行に影響を与えること。
 - ④ 試験に関することについて，自身や他の学生が有利になるような虚偽の申し出をすること。
 - ⑤ 試験室において他の学生の迷惑となる行為をすること。
 - ⑥ 試験室において授業担当教員等の指示に従わないこと。
 - ⑦ その他，試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。
- (4) 授業担当教員等 専門教育科目の考査等を行う授業担当教員及び試験監督者をいう。
- (5) 不正行為を行なった期 不正行為を行なった日が属する前期又は後期の全期間をいう。

(適用範囲)

第3条 この内規は，医学科の専門教育科目の考査等を受けるすべての学生に適用する。

(措置の内容)

第4条 不正行為学生に対する措置は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 不正行為を行なった期に履修したすべての専門教育科目の考査等を無効とする。
- (2) 成績評語を失格とする。ただし，特に配慮すべき事情等があると認められる場合は，措置を軽減することがある。

2 前項に定めるもののほか，長崎大学学則（平成16年学則第1号）第50条に定める懲戒の対象となることがある。（不正行為の警告，通告，届出等）

第5条 授業担当教員は，専門教育科目の考査等において不正行為または不正行為に準ずる行為があると判断するときは，別に定められた手順で当該学生に不正行為通告書または警告書を提示しなければならない。

2 授業担当教員等は，考査等終了後に，医学科の考査等における不正行為とみなされる行為の報告書及び証拠物確認書により医学科長に報告しなければならない。

3 授業担当教員は，前項の判断を行う場合は，適正な試験実施体制の下に確固たる証拠の物品等を確保して対応する等，学生の不必要な混乱を招くことがないよう配慮しなければならない。

(事情聴取及び事実確認)

第6条 不正行為を行った学生に対する事情聴取は教務委員長及び学生委員長（以下「事情聴取者」という。）が行い，事実確認は授業担当教員が同席の上，教務委員会において行う。

2 教務委員長は，事情聴取及び事実確認の結果を不正行為事情聴取書により医学科長に報告しなければならない。

(事実認定)

第7条 不正行為に係る事実認定は、医学科会議で行う。

2 前項により認定された場合の措置は、医学科会議で審議決定する。

(告知)

第8条 医学科長は、前条の規定による事実認定があったときは、速やかに事実認定告知書により不正行為学生に認定内容及び措置の告知を行うものとする。

(異議申立て)

第9条 前条の規定により告知を受けた学生は、事実認定及びその措置内容に不服があるときは、当該告知を受けた日から7日(休業日を除く。)以内に異議申立書により医学科長に異議申立てを行うことができる。

2 前項の異議申立てがあった場合は、教務委員会による必要な調査を経て医学科会議において改めて事実認定を行い、措置を審議決定するものとする。

(決定及び告知)

第10条 医学科長は、異議申立てに基づく事実認定においても不正行為があったと認定された場合は、改めて不正行為学生に対し認定内容及び措置を告知するものとする。

(事後指導)

第11条 不正行為学生に対する事後指導は、教務委員長及び学生委員長が行う。

2 前項の事後指導には、学務課担当者が記録作成のために同席する。

3 事後指導の期間は、原則1年間とする。ただし、学生の単位修得状況等に応じ、教務委員長と学生委員長で協議の上、医学科会議で認められた場合は、その期間を変更することができる。

4 第1回目の事後指導は、措置の告知後速やかに行い、不正行為学生に措置を受けての反省文を提出させた上で教務委員長が学期の成績、履修予定等を確認し、学生委員長が反省の状態や生活状況等を聴取し、指導する。

5 第2回目以降の事後指導は、不正行為学生が履修指導を履修登録に反映できるよう、原則として履修登録期間前に実施する。

(補則)

第12条 この内規に定めるもののほか不正行為の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は、令和3年9月15日から施行する。

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

学生の成績評価に関する異議申立てに関する取扱い要領

令和3年 11月 17日
医学科会議決定
一部改正 令和4年 1月 5日

1. 学生は、成績の異議申立てがある場合、原則として当該科目の成績公表日から1週間以内に、別に定める様式により学務課学務担当を経て学部長に異議申立てを行うことができる。
2. 学部長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該授業担当教員に事実確認を行うものとする。
3. 当該授業担当教員は、原則として学部長から事実確認の依頼があった日から1週間以内に、別に定める様式により学部長に回答を行うものとする。
4. 学部長は、前項の回答書の内容を踏まえ、内容に疑義が生じる場合は教務委員会にて審議する。なお、教務委員会にて審議した場合は、第6の報告は省略することができる。
5. 学部長は、前項における確認等を踏まえて、当該異議申立てに対する認定内容及び処置内容を決定の上、学生へ通知する。
6. 本件の結果については、教務委員会の報告事項とする。

附 則

この申合せは、令和3年11月17日から施行する。

附 則（令和4年1月5日 一部改正）

この申合せは、令和4年1月5日から施行する。

医学科における出席管理について

平成 28 年 3 月 23 日 医学科会議決定

令和元年 6 月 19 日 医学科会議一部改正

令和 7 年 8 月 20 日 医学科会議一部改正

第 1 出席管理可能な教員等

科目責任者及び授業を担当する医系教員。各学生の打刻状況は各教員にて確認し、適宜修正等を行うものとする。

なお、教室の技術職員、事務補佐員等も各学生の打刻状況を確認・修正等できるよう設定可。

第 2 学生の打刻・遅刻

(1) 学生は、授業時は学生証を携帯し、出席管理システムによる打刻を徹底する。

(2) 学生の IC カードリーダーでの打刻は入室時の 1 回のみで、学生の打刻は授業開始 10 分前（8:50 開始の授業及び昼休み直後の授業は 30 分前）から受付を開始する。受付開始前に打刻した場合は欠席とする。

(3) システムは授業計画に記載の授業時間割に記載の授業時間帯にのみ対応可である。よって、担当教員において、例えば、2 コマ連続の授業を 3 つに分け、40 分ごとに学生に打刻させる等の授業時間割における授業開始時間・終了時間から外れた時間の打刻の場合、システムの対応は不可。

(4) 授業開始後の打刻は原則として遅刻とするが、具体的な取り扱いは授業担当教員の判断によるものとする。

第 3 学生証忘れ等

授業担当教員は学生が学生証忘れ等により打刻できない場合、出席届出用紙を提出させ、授業終了後は速やかにシステム上で適切な処理を行うものとする。

第 4 出席届出用紙

出席届出用紙に必要事項を記入のうえ、授業開始前に授業担当教員に提出した場合は出席として取扱う。

また、授業開始後に提出された場合は遅刻として取扱い、授業終了後は受理しない。

第 5 適正な出席状況の管理

授業担当教員は、適宜システムとは別の方法で出席確認を行うことにより、1 人の学生が複数人の学生証を打刻する行為や、打刻のみ行い授業に出席しない等の不正な打刻の防止に努めるものとする。

第 6 出欠状況

(1) 学生はシステム上で自ら出欠状況を確認し、出席回数に疑義がある場合は授業担当教員に問合せるものとする。

(2) 疑義については、出席届出用紙の処理漏れや遅延、システムの不具合に係る事項以外は対応しないものとする。

第7 システム利用教室

ICカードリーダー設置の第1講義室、第2講義室、第3講義室、第4講義室、CBT室の5教室のみ利用可。

なお、上記教室以外の部屋は利用不可。

第8 出席に関する不正行為

出席に関する不正行為が確認された場合、不正に関与した学生（依頼した学生・依頼されて代行した学生の双方）の対象授業の出席を取り消し、＜アンプロフェッショナルな行為・態度への対応＞に則った対応を行う。

附 則

この申合せは、平成28年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、令和元年6月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成31年3月31日現在医学部医学科に在籍している者及び平成31年度において第2年次に編入学する者についても、改正後の本申合せの規定を適用する。
- 3 今回の改正に伴い、申合せ「ICカード出席管理システムにおける出席届出用紙の利用について」は廃止する。

附 則

この申合せは、平成7年9月1日から施行する。

6. 学生事項

(1) 諸手続きについて

願い届け出等の手続きについては、窓口を確かめて学務課に用意してある台帳及び所定の用紙に必要事項を正しく記入すること。よくわからない場合には学務課に相談すること。

種 類	申込・提出期限等	備 考
在学証明書 卒業見込証明書 学生旅客運賃割引証 成績証明書	証明書自動発行機（無料） 証明書発行サービス（有料）	学生旅客運賃割引証の有効期限は発行日から3ヶ月間
通学証明書 その他証明書	必要な日の1週間前までに申し込むこと	
学生調査票 住所等変更届	入学時 変更が生じたとき	住所、連絡先、保証人など
海外渡航届 帰国届	海外渡航を計画したとき 帰国したとき	私事の場合も必須。海外渡航システムに登録し、印刷して提出。
欠席届	理由が発生したとき	専門教育科目の場合、以下を添付 ・病気又は負傷→病院の領収書・診断書等 ・忌引→会葬御礼等
追試験願	理由が発生したとき	専門教育科目の場合、以下を添付 ・病気又は負傷→医師の診断書 ・忌引→会葬御礼等 ・その他→証明できる書類
紛失・盗難届	理由が発生したとき	
改姓（名）届 旧姓使用申出書等	理由が発生したとき	戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を添付
休学願	引き続き2ヶ月以上修学を中止しようとするとき	病気の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書（理由書）を添付
復学願	休学期間満了又は休学理由がなくなったとき	病気休学の場合、復学可能である旨の医師の診断書を添付
退学願	理由が発生したとき	病気の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書（理由書）を添付
学生証再交付願	紛失、改姓したときなど	
掲示物	その都度	
授業料免除願 授業料徴収猶予願	前期・後期その都度掲示する	学生支援部学生支援課へ出願
団体設立願・更新願	5月（掲示により期限を通知）	学生支援部学生支援課へ提出
集会・施設使用願	当日の3日前までに申し込む	学生支援部学生支援課へ提出

(2) 担任制について

教員1名に原則学生8名程度を配属します。2年おきに担任が代わるシステムで、担任制は4年生まで行います。担任は基礎系教員が担当し、学年が進行すると臨床系教員にも担当してもらいます。

6年間の大学生活の中で種々の問題を抱えた学生が一人で悩み、苦しみ、解決法も見出せずに学生生活に失敗、脱落して行くのを防止するため、学生側から個人的なことも含めて気軽に相談できる窓口になります。従って、相談内容は単に進級、留年などの学業に関するだけでなく、個人的な悩み、あるいは将来の進路に関する事など、何でも気軽に相談してください。（各班の担任は年度当初にお知らせします。）

(3) 親睦会について

親睦会は日頃プライベートに接触する機会の少ない教員と学生が親密に交流して親睦を深めることを目的としています。

学生は学生生活を活気ある、実り多きものにするための一つの契機として、また教員は先輩としての指導や相談を図りながら自らも若者の鋭気を理解する事を目指して臨むことを目標として掲げています。

【親睦会の構成】

- ① 親睦会は、1～4年生において、担任制の班単位で実施します。
- ② 班は8名程度の班で構成します。
- ③ 各班の担当として、教授又は准教授1名及び教授又は准教授が指名する教員・大学院生があたります。

【親睦会の実施方法】

- ① 親睦会日程の決定
学生班長は担当教員と相談し、場所・日程等を調整してください。
- ② 親睦会援助金
親睦会実施に際しては、医学部教育後援会から約1,800,000円、学生1人あたり3,000円（令和7年度実績）を援助いただいております。

(4) ポンペ賞の授与

日本で最初に西洋医学の講義を行い、長崎大学医学部の基礎を築いたポンペ・ファン・メーデルフォルトの医学への業績と意志を受け継ぐため、医学科学生の医学学習の高揚を目的に授与されます。

ポンペ賞は、人格が優れ、かつ、学業優秀と認められる6年次生のうち、つぎの事項に該当する人に対し、教授会で審査の上授与されます。

- ① ポンペ賞：卒業年次までの成績が上位3位までの者
- ② ポンペスポーツ賞：競技会で優秀な成績を挙げた者、又は体育系課外活動推進への貢献度が高く評価される者から若干名
- ③ ポンペ文化賞：目覚ましい文系課外活動を行った者から若干名
- ④ ポンペ国際学術賞：国際的な学術活動を行い、その貢献度が高く評価される者から1名
- ⑤ ポンペ特別賞：その他医学部長が特に適当と認めた者

(5) 学生生活における注意事項

① 掲示板

大学が学生に対して行う一切の告示・通知連絡は、掲示板もしくはメールを通じて行います。

授業や試験等の教務事項、奨学生の募集・課外活動等の厚生補導事項および呼び出し連絡等は、すべて掲示もしくはメールにより通知しますので1日に1度は掲示板及びメールを見るように心掛けてください。掲示及びメールを見なかったために重大な結果になっても学務課では一切責任を負いません。学生用掲示板は、基礎棟1階（学務課周辺）にあります。

② 環境の整備

キャンパス内の施設・設備・備品は適切に取り扱ってください。

キャンパス内での火気使用は禁止します。長崎大学敷地内（文教地区、医学部地区、病院地区等）は全面禁煙です。

③ 住所等変更届

転居・改姓・転籍または保証人等に関して、入学時に提出した学生調査票の内容に変更があったときは、その都度学務課に届け出てください。

この届け出を怠ると、学生または保証人に緊急な用件がある場合に連絡がとれず、学生に不利益を生ずる恐れがあります。

④ 証明書発行の申込み

証明書が必要なときは、必要な日の1週間前までに申し込んでください。

⑤ 海外渡航

海外に渡航する場合は海外渡航システムへの登録および渡航届、帰国したときは帰国届を学務課に提出してください。

また、海外渡航をする場合は、下記の外務省ホームページの渡航関連情報を参考にして安全な渡航計画を立ててください。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/index.html>

⑥ 自動車等による入構

学生の自動車による通学は、医学部駐車場委員会の駐車許可証が必要です。

⑦ 事故等の報告

学内外を問わず、万一、傷害や交通事故等の事故に遭ったときは、学生教育研究災害傷害保険等への報告関係がありますので、速やかに学務課に届け出てください。

⑧ 落し物・紛失・盗難について

学内で拾得した落し物は学務課で保管しています。心当たりのある人は問い合わせてください。また落し物を拾得した場合は直ちに学務課へ届け出てください。

なお、紛失や盗難被害にあった場合、二次被害を防ぐためにも、必ず直ちに学務課へ届け出てください。所持品の保管については、各自十分に留意してください。

⑨ 電話照会

誤解や情報の行き違いを防ぐため、電話による個別の問い合わせには対応していません。問い合わせは、学生本人が直接窓口に来るかメールで行ってください。また、電話での学生呼び出しにも応じていません。ただし、緊急時はこの限りではありません。

(6) 授業料免除および徴収猶予（月割分納を含む）

諸手続きは、学生支援部学生支援課窓口で行ってください。

- ① 授業料免除等を受けようとする人は学生支援課が発行する「学生生活案内」に記してある関係規則を参照してください。
- ② 募集のお知らせ、出願期日、決定通知等は学生支援課からの通知を確認し、従ってください。

(7) 奨学資金について

① 奨学金（日本学生支援機構）

諸手続きは、学生支援部学生支援課窓口で行ってください。

② 研究医コース奨学金

医学部医学科研究医コースに所属する者に対し、修学のための資金を給付しています。詳しくは学務課に尋ねてください。

③ 医学部生を対象とした奨学金

○長崎県医学修学資金

長崎県では、長崎県医学修学資金貸与条例に基づき、大学医学部を卒業後、医師として離島・へき地の医療に進んで従事しようとする気概と情熱に富んだ学生に対し、修学資金を貸与しています。詳しくは長崎県に尋ねてください。

④ 各府県育英奨学生

該当府県に本籍または住所を有する学生に貸与されます。

⑤ その他

その他民間団体等の奨学生の募集については、学生支援センターに問い合わせてください。

(8) 学生の課外活動

勉学以外に個々に趣味と適性を活かして、自由な時間を過ごすことは自己のために大変有意義なことです。

そして、大学での課外活動を行うために次の事項を守ることが大切です。

① 団体の設立

学内で団体を組織しようとするときは、「長崎大学における学生の課外活動手続規程」に基づき所定の様式に規約、団体員名簿を添付し学生支援部学生支援課に届け出て担当理事の承認を受けなければなりません。

また、承認後、毎年5月の指定日までに更新の手続きを行わなければなりません。更新願えない団体は解散したものとして取り扱われます。

② 行事の開催

学内外を問わず、団体が集会等を行うときは、当日の3日前までに所定の様式で届け出なければなりません。

③ 施設の使用

学生または学生団体が医学部所管の体育施設を使用しようとするときは、当日の3日前までに施設予約票を学務課に提出し承認を受けなければなりません。

④ 掲示について

学生が掲示するときは、掲示物を学務課に提示し、承認を得て所定の場所に掲示してください。期間を経過した掲示物は各自責任をもって撤去してください。

(9) 学生のための傷害保険等

入学時に案内をしておりますが、1～3年次で履修する「医と社会」や4～6年次で履修する「臨床実習」などの授業では、長崎県内の公私立病院や診療所及び老健施設での実習が行われます。このことから、本人のけがに対する補償に加え、他人への賠償の手立てとして、学生教育研究災害傷害保険・医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）への加入を原則としております。さらに、臨床実習開始後は針刺し事故や結核患者との接触も起こり得るため、臨床実習開始までに、より補償範囲の広い学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）への加入を原則としています。

(10) 長崎大学における学生の懲戒に関する指針

平成20年9月26日
学 長 裁 定
改正 平成21年7月24日
改正 平成26年2月20日
改正 平成27年1月29日
改正 平成30年1月16日
改正 令和元年7月16日
改正 令和2年9月15日
改正 令和5年6月6日
改正 令和7年12月16日

1 目的

この指針は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）（以下「学則」という。）第50条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）（以下「大学院学則」という。）第38条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正及び公正を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

2 懲戒の対象

懲戒の対象となりうる事件・事故等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑事事件
- (2) 交通事故及び交通違反
- (3) その他懲戒処分に相当する事件・事故等

3 懲戒の種類及び内容

懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。
 - (2) 停学 確定期限を付す有期の停学と無期の停学からなり、停学期間中は本学学生としての活動を禁止する。
 - (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。
- なお、懲戒の内容とは、停学の期間等の具体的な情報を指す。

4 懲戒の要否等の決定、種類及び内容の判断

懲戒の要否を決定するに当たっては、学則第50条及び大学院学則第38条に規定する懲戒対象行為の存否を認定する必要がある。

また、懲戒の種類及び内容を決定するに当たっては、次の各号に従い、原因行為の「悪質性」と結果の「重大性」を総合的に勘案し、過去の具体例を参照し、教育的配慮を加えた上で決定するものとする。

なお、学生に課される不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度に留めるものとする。

(1) 懲戒の目安

事件・事故の懲戒についての目安を以下に示す。ただし、交通事故及び交通違反による懲戒の目安に関しては、別途(2)に示す。

- ① 事件・事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合

退学又は停学

- ② 事件・事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合

停学又は訓告

- ③ 事件・事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合

訓告

- ④ 前①，②，③のいずれにも該当しない場合

懲戒処分とせず，学部，研究科，学環及び留学生教育・支援センター（以下「学部等」という。）の指導（学部等の長による厳重注意等）を行う。

- (2) 交通事故及び交通違反による懲戒の目安

交通事故及び交通違反による懲戒の目安を別表に示す。ただし，当該事故・違反の態様に応じて個別に判断するものとし，必ずしも別表に示す懲戒を課すものではない。

- (3) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」（「悪質」又は「特に悪質」）の有無，加害者たる学生の当該行為に対する態度，行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断する。

- (4) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は，精神的損害を含めた人身損害，物的損害の有無，その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断する。

- (5) 停学期間の目安

1か月以上の停学は原因行為が「特に悪質」な場合で，その結果に重大性が認められる場合に限る。

- (6) 過去に懲戒処分等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒処分を受け又は学部等の指導を受けた者が，懲戒に相当する行為をした場合は，通常の処分を超える重い処分をすることができる。

5 懲戒の手続き

学生の懲戒については，以下の手続きに則って行う。

なお，実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしない。

（事件・事故等の報告及び調査等）

- (1) 学生は事件・事故を起こした場合，学生支援部又は所属する学部等に遅滞なく届けなければならない。

- (2) 学部等の長は，学生の懲戒に相当すると思われる事件・事故が発生した場合，当該学生からの事情聴取等により事実関係の調査を行い，速やかに学生委員長に報告する。

ただし，当該学生の心身の故障，身柄拘束，長期旅行その他の事由により事情聴取が行えない場合は，代替の措置をとることができる。また，必要と判断されれば，事実調査の際に支援者等を同席させる等の配慮を行う。

また，当該学生のメンタルヘルスに留意し，必要に応じてカウンセリングの可否を確認する等の配慮を行う。

- (3) 学生支援部は，必要に応じて諸機関から事実関係の調査を行い，その結果を逐次，学生委員長に報告するとともに，関係学部等と情報共有を行う。

(4) 学生委員長は、当該事件・事故の内容を学長に報告する。

(懲戒の審議)

(5) 学長は、学生委員長から報告のあった内容の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対し当該事件・事故に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求める。

(6) 学生支援部は、懲戒の審議に先立ち、当該学生に審議の対象となる行為を告知し、意見陳述の希望の有無を確認する。これらの実施が困難な場合は、他の適切な方法により行う。

(7) 学生委員会は、当該学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議する。

なお、当該学生が意見陳述を希望する場合、学生委員長は、当該学生に対して意見陳述の機会を与える。

(8) 学生委員長は、学生委員会での審議に先立ち、調査小委員会を設置することができる。調査小委員会の構成員は、審議の都度、学生委員長が学生委員会委員から指名する。学生委員会及び調査小委員会は、学生支援部及び学部等による事実関係の調査報告について、必要に応じて説明及び再調査を求めることができる。

(9) 学生委員長は、学生委員会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告する。

(10) 学長は、学生委員会から報告のあった審議の結果を、当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(11) 学部等の長は、学部教授会等において、学長からの通知に基づき、事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い、懲戒処分案を作成し、学長に上申する。

(12) 学長は、学部等の長からの上申に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知及び発効日)

(13) 懲戒処分の告知は、学部等の長が当該学生及び保証人に対して、別に定める懲戒処分書を交付することにより行う。ただし、以下の場合は、他の適切な方法により行う。

- ① 学部等の長による告知が困難である場合
- ② 文書の交付による告知が困難である場合
- ③ その他、他の方法による告知が適切と考えられる場合

(14) 懲戒処分の発効日は、当該学生に懲戒処分の告知が行われた日とする。

(異議申し立てに係わる再審議等)

(15) 当該学生は、懲戒処分の発効日の翌日から起算して14日以内に文書により懲戒処分に対する異議申し立てをすることができる。この場合、学長は、学生委員会に再審議を求める。学生委員会は、再審議を行い、その結果を学長に報告する。学長は再審議の結果を教育研究評議会に付議し、その審議結果に基づき、改めて審議結果を当該学生に通知する。

なお、再審議の期間は、懲戒の効力を妨げないものとする。

(16) 14日以内に懲戒処分に対する異議申し立てをすることができない特別の事

情が文書により明確に示された場合には、学生委員会の議を経て、懲戒処分の発効日の翌日から起算して30日以内を限度として異議申し立てを認めることができる。

6 懲戒処分の執行等

懲戒処分の執行等については、以下の各号に従う。

(1) 停学処分の区分

停学は、有期又は無期とし、次のとおりとする。

- ① 有期停学は、6か月未満の期限を付すものとする。
- ② 無期停学は、期限を付さないものとする。

(2) 停学処分の解除

①有期停学の処分解除

有期停学の処分は、停学期間の満了をもって解除する。なお、当該学生が改悛したこと等により、学部教授会等において、教育的配慮から早急に停学処分を解除することが妥当であると判断したときは、学部等の長からの「学生の停学処分解除申請書」の提出に基づき、学長は、教育研究評議会の議を経ることなく停学処分の解除を決定することができる。この場合における教育研究評議会への報告は、事後に行うこととする。

②無期停学の処分解除

無期停学の処分は、当該処分を受けた学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して次のとおり処分を解除することができる。

ア 学部等の長は、学部教授会等の議を経て、学長に停学処分の解除の申請を「学生の停学処分解除申請書」により行う。

イ 学長は、学部等の長からの申請があった場合、無期停学の処分解除について検討が必要であると判断したときは、学生委員会に審議を求めることができる。

ウ 学長は、学生委員会の答申を踏まえ、教育研究評議会の議を経て、停学処分解除の可否を決定する。その後学部等の長に審議結果を通知する。

エ 通知に基づき学部等の長は、当該学生及び保証人に対して文書により無期停学の処分解除を通知する。

(3) 謹慎

学部等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、その必要性を考慮の上、懲戒処分の決定前に謹慎を言い渡すことができる。この場合において、謹慎の期間は、1か月を超えないものとする。なお、この間は、原則として学生としての活動を禁止する。また、謹慎の期間は停学期間に算入することができる。

謹慎期間がある場合は、学生委員会における懲戒処分の審議の際に謹慎期間の停学期間への算入の可否についても審議を行い、その結果を学長に報告する。

また、学部等の長は、謹慎期間の停学期間への算入の有無及び日数を考慮のうえ懲戒処分案を作成し、学長に上申する。

(4) 懲戒処分と自主退学・休学

① 学部等の長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の発効前に自主退学又は休学の申請があった場合には、これを受理しない。

② 休学中の学生に対して停学処分が決定された場合には、当該停学処分の発効の日をもって当該学生の休学許可を取り消す。

(5) 停学中の学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生が所属する学部等の教員が担当する。
なお、当該学生の精神的なケアについては、所属学部等が学生支援部、保健センター等と協力して行う。

7 懲戒処分に関する情報の非公開

懲戒処分に関する情報の取扱いについては、以下の各号に従う。

(1) 非公開の原則

懲戒処分を実施した場合、学生の氏名、学生番号、懲戒の内容は、当該学生及び保証人以外には明らかにしないものとする。また、前述の情報に当たらないものでも、懲戒処分を受けた学生が特定される恐れがある情報及び本学での教育に支障が出る情報は非公開情報として取り扱う。

ただし学長が必要と認めたときは、この限りでない。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等には、懲戒の有無、その種類及び内容等を記載しないことを原則とする。

(3) 注意喚起・啓発のために過去の懲戒事例を挙げる場合

学生に対する注意喚起・啓発のために過去の懲戒事例を挙げる場合、公開する情報は「懲戒事由」及び「懲戒の種類」のみとする。ただし、それにより懲戒処分を受けた学生個人が特定されないよう配慮する。

なお、掲載事例とするかの可否及び内容等については、個別の懲戒処分における各審議の都度、個人特定の恐れ、被害者への影響等を考慮して検討を行う。この際に考慮すべき事項を「懲戒処分に関する情報の取扱いに係るガイドライン」に示す。

附 則

この指針は、平成20年9月26日から実施する。

附 則

この指針は、平成21年7月24日から実施する。

附 則

この指針は、平成26年2月20日から実施する。

附 則

この指針は、平成27年1月29日から実施する。

附 則

この指針は、平成30年1月16日から実施する。

附 則

この指針は、令和元年7月16日から実施する。

附 則

この指針は、令和2年9月15日から実施する。

附 則 (令和5年6月6日制定)

この指針は、令和5年7月1日から実施する。

附 則

この指針は、令和7年12月16日から実施する。

別表（４（２）関係）

交通事故及び交通違反による懲戒の目安

	交通事故及び交通違反の内容	懲戒の目安
1	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転、危険運転等、特に悪質な場合	退学
2	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等、特に悪質な場合	退学又は停学
3	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等及びその幫助行為等、特に悪質な交通法規違反	退学、停学又は訓告
4	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告

7. 附属図書館医学分館

附属図書館ホームページ <https://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>



図書館HP

1 はじめに

附属図書館医学分館は坂本キャンパスの医学部基礎研究棟の前にあります。坂本キャンパスすべての学生、研究者、職員のための図書館です。医学・歯学・保健学等、生命科学とその関連分野の図書や雑誌を中心に所蔵しています。1階には話しながら学習できるラーニングコモンズやグループ学習室、パソコン室、コピー機などがあり、貸出、返却、図書館の利用について問合せができるカウンターがあります。2階には図書と、静かに学習するための閲覧席、貴重資料展示室があります。附属図書館ホームページから利用できるデータベースや電子資料とあわせて活用してください。

2 開館時間と休館日

開館時間：4月～2月 8：30～21：45（土・日・祝日 10：00～20：00※）
※試験期間中の土・日・祝日は延長する日があります。

3月 8：30～19：00（土・日・祝日 10：00～17：00）

休館日：夏季一斉休業、年末年始。そのほか、停電等で臨時に休館することがあります。

開館時間と休館日の詳細は附属図書館ホームページ内の開館スケジュールで確認できます。

3 入館

正面玄関から入り、学生証を入口のゲート（左側通行）にタッチして入館してください。学生証を忘れたときは、カウンタースタッフに申し出てください。

4 貸出

貸出冊数： 1人10冊以内、貸出期間：2週間以内

学生証が必要です。カウンター、またはセルフ式の自動貸出機で借りることができます。

貸出期間内で、他の人の予約が入っていなければ貸出期限の延長が2回可能です。

WebサービスのMy Libraryからも延長手続きができます。期日までに返却していない図書が1冊でもあれば新たに借りたり、延長したりする事はできません。

返却するときは、図書をカウンターへお持ちください。閉館時は玄関入口に設置してある返却ポストへ入れてください。

5 中央図書館・経済学部分館の図書の利用

中央図書館（文教地区）、経済学部分館（片淵地区）も自由に利用することができます。また、中央図書館、経済学部分館の図書を医学分館に取り寄せることができます。医学分館の図書とは別に、それぞれの図書館の貸出ルールで借りることができます。返却するときは、どの図書館に返却してもかまいません。

6 視聴覚資料

医学・歯学関係のDVDなどを約700点所蔵しています。館内のパソコン等での視聴および館外への貸出（著作権者許諾済DVDのみ）が可能です。

7 学生希望図書リクエスト

自分が利用したい図書が図書館に無いときは、購入をリクエストすることができます。毎年度10冊までリクエストできますので、積極的に利用してください。

図書館ホームページ → 学習 → 学生希望図書リクエスト → リクエストフォーム

8 レファレンス・サービス(参考調査業務)

学習・研究・調査等に必要な文献や情報を検索するときに、図書館のスタッフがお手伝いをします。いつでもお気軽にご相談ください。カウンターのほか、メールや電話でもお問い合わせを受け付けています。個人やグループで、図書館の利用や文献検索についての個別ガイダンスを申し込むこともできます。

9 情報検索・オンラインデータベース

レポートや論文を書く際の資料収集には、蔵書検索(OPAC)のほか、各種のデータベースを利用します。文献情報データベースと電子ジャーナルは連動していて、文献検索から論文本文の閲覧までスムーズに行うことができます。利用方法がわからないときは、お気軽にスタッフにお問い合わせください。

データベース利用講習会も開催していますので、ホームページのお知らせなどをチェックしてください。

蔵書検索(OPAC) <https://opac.lib.nagasaki-u.ac.jp/drupal/>

図書館ホームページ → (白色枠内) OPAC 検索窓にキーワードを入力して検索
長崎大学に所蔵している図書や雑誌の検索ができます。また、貸出中の図書の予約や、他キャンパスの図書の取り寄せ依頼ができます。



長大OPAC

オンラインデータベース

図書館ホームページ → 資料の検索 → データベース

長崎大学が契約する各種のデータベースが利用できます。データベースで文献情報を検索すると、契約している電子ジャーナルの本文に直接アクセスすることができ、たいへん便利です。

長崎大学で利用できる医学系オンラインデータベース(一部)

PubMed	医学・生命科学系で世界最大の文献情報データベース(英語)。長大専用URLからの利用が便利
医中誌Web	国内の医学、歯学、薬学及び関連領域の文献情報データベース
Cochrane Library ★	Evidence-Based Medicine実践のためのデータベース
メディカルオンライン★	国内の医歯薬学関連の電子ジャーナルおよび医療機器・くすりのデータベース。ダウンロード数に制限あり
今日の診療WEB版 ★	『今日の治療指針』『今日の診断指針』など医学書院のレファレンスツール15タイトルを利用できる
Visible Body ★	人体解剖学習のためのアプリ。3Dモデル、横断面、MRIスキャン、人体解剖画像、筋肉および骨の3D動作モデル、生理学のアニメーションなどが含まれる

★はリモートアクセス可

10 電子ジャーナル

多くの電子ジャーナル(学術雑誌のWeb版)が利用できます。データベースの検索結果から本文リンクをたどって利用するほか、電子ジャーナルリンク集(学内限定)からも利用できます。電子ジャーナルの利用にあたっては各出版社等の利用条件や著作権法を遵守してください。データの再配布や大量ダウンロードは固く禁止します。

電子ジャーナルリンク集 ※学内限定

図書館ホームページ → 資料の検索 → 電子ジャーナル 雑誌のタイトルやDOI・PMIDで検索可能

リモートアクセスサービス(学外からの電子リソースの利用)

電子ジャーナルや契約データベースは基本的に学内でのみ利用できますが、契約により、学外から利用できる電子ジャーナルやデータベースもあります。

リモートアクセスサービスのページから、長大IDでログインのうえご利用ください。

図書館ホームページ → 資料の検索 → 電子リソースの学外利用 → リモートアクセスサービス

11 電子ブック

[図書館ホームページ](#) → [資料の検索](#) → [電子ブック](#)

学習や研究に役立つ電子書籍が多数利用できます。モバイル端末にダウンロードして利用できるものも多くあります。学外からも利用することができます。

12 Webサービス (My Library)

[図書館ホームページ](#) → [My Library](#) → (ログイン) → [各種サービス](#)

今借りている本の返却期限の確認や貸出期間の延長などがオンラインでできます。そのほか、文献複写の申し込み、グループ学習室の予約など、いろいろな機能があります。



My Library

13 学生用パソコン・長大Wi-Fi

学内ネットワークが使用できる学生用パソコンをパソコン室に5台設置しています。

館内では長大Wi-Fiも使用できますので、自分のノートパソコンやスマートフォンから学内のネットワークを使用することができます。

学生用パソコンや自分のノートパソコンから館内設置の有料プリンターで印刷することもできます。

14 ICTサポートカウンター

必携パソコンに関する相談窓口です。パソコントラブル、インストール、セキュリティ、ネットワーク等、パソコンやパソコン周辺機器等に関する質問や相談をすることができます。

受付時間 月・火・木は9:00～17:00、水は9:00～11:30

(水:13:00～17:00、金:9:00～17:00はリモート対応)

15 他大学図書館の利用 (ILLサービス)

他大学の図書館から、文献のコピーや図書を取り寄せることができます(実費負担)。はじめてのときは医学分館カウンターでおたずねください。

直接訪問して利用する場合で、紹介状が必要な場合はカウンターで申し込んでください。九州地区の他大学図書館は、学生証を提示すると利用できますが、利用したい資料によっては事前の確認が必要な場合があります。詳しくはカウンターで相談してください。

16 館内マップ

館内設置の「医学分館利用案内」をご利用ください。また、ホームページでも公開しています。

[図書館ホームページ](#) → [利用案内](#) → [フロアマップ](#)

17 連絡先等 (医学分館カウンター)

TEL: 095-819-7014 FAX: 095-819-7016 E-mail: medlib@ml.nagasaki-u.ac.jp

9. 医師国家試験

医師国家試験の受験手続等は、学務課で取りまとめて行いますので、必要な書類を期限までに学務課へ持参して下さい。詳細は、6年生に対し通知します。

○書類等

1 写真 …… 1枚（出願前6か月以内に撮影されたもの：縦6cm×横4cm）

注) ①スピード写真は不可

②脱帽・正面・無背景で撮影したもの

③裏に、撮影年月日・①の記号・氏名を記入しておくこと

2 収入印紙 …… 15,300円（令和7年度実績）

10. 医師法（抄）

第一章 総則

第一条

医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

第二条

医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第三条

未成年者には、免許を与えない。

第四条

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

第六条

免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。

3 医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所（医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第三章 試験

第九条

医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十条

医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

11. 長崎市の遺蹟

(1) シーボルト (P.F.von Siebold) とシーボルト宅跡 (長崎市鳴滝町)

シーボルトが、出島オランダ商館医師の命をうけて、三本マストのヘツーステル号で長崎に来たのは文政6年7月7日(1823)であった。28歳のときである。

その頃、出島のカピタン・ステュルレンは長崎奉行にあてて、次のような意味の願書をさしだした。

・・・今まで医学や植物、天文、地理学などで貴国に貢献してきたが、その中に誤りがあるので、それを当国の医師シーボルトによって訂正させたい。それについて薬草その他の植物を採集する必要があるので、市内への外出を許して頂きたい。・・・

カピタンのこの願いは、奉行の特別の計らいで、一週の何曜と何曜と日をきめて許された。しかし、薬草採集の出島外出はやがて門弟宅に赴いて日本人の診療治療という今までに例のない許可となり、さらに、翌年の鳴滝塾の開設にまで発展して行く。鳴滝塾は、丸山の遊女其扇(ソノギ)本名楠本タキが住むようになった。シーボルトは「オタクサン」と呼んでいたという。一方「シーボルト鳴滝塾を開く」のニュースはたちまち国内に伝わり、教えを乞う者が続々と集まり主な門弟は50名をこえた。

「鳴滝塾はヨーロッパの学問を信奉する者達の集合所となり、この小天地から学問の光は四方に輝いている」とシーボルトが或る日の日記に記したように、ここは近世医学の発祥地となり、幕末から明治にかけて活躍した多くの人材を育てたのである。

シーボルトの大きな功績が今もたたえられ、その塾跡が、シーボルト宅跡として国の史蹟に指定されたゆえんでもあろう。

しかし、文政11年(1828)シーボルト事件(国禁の日本地図の持ち出し)により日本を追放され、再び息子アレクサンデル13歳と共に長崎に来たのは、安政6年(1859)7月6日のことで、すでに61歳になっていた。人手に渡っていた鳴滝塾を翌年買いもどして、西坂町の本蓮寺の仮住居から息子と共に引っ越した。文久2年(1862)イギリス大使館付となったアレクサンデルをのこして長崎を去った。晩年のシーボルトは、みずから集めていた日本の器物類をながめてすごし、日本の古い悲しい物語の翻訳を思っていたが、この翻訳はついに実現せぬまま1866(慶応2年)ミュンヘンで病死、71歳であった。

明治2年シーボルトの後を追うかのようにおたきさんも63歳で生涯をとじた。シーボルトの娘、人呼んでオランダおいねもすでに30歳を越え産科医師として、のちに宮中に仕えた。わが国最初の女医としては有名である。

鳴滝塾は、書斎の2階建一棟居間の平屋一棟アマカン部屋と呼ばれた台所その他二棟の物置小屋があったと記録されている。

「シーボルト宅跡」の名で国の史蹟に指定されたのは、大正11年10月11日である。

資料 埋もれた歴史散歩 長崎

・・・唐紅毛400年のロマン・・・田栗 奎作、昭和52年白馬書房

(2) ポンペ (Dr.J.L.C.Pompe van Meerdervoort)

オランダでは、幕府の要請に応じて新隊長ハイセン・ファン・カツテンダイケは、第一級官中尉Trojenを始め軍医将校第二級官ポンペを加え総計37名を率い幕府の注文で新造したヤーパン(Japan)号(我国で咸臨丸と改命)に乗って1857年(安政4年)3月下旬オランダのロッテルダムを出帆し、リスボン、喜望峰、バタビヤ、マニラ等に寄港し、同年9月21日夕暮長崎港外に碇泊し、翌22日に出島に上陸した。

ポンペは、1829年5月5日に生まれ、20歳の時ウトレヒト大学で海軍軍医としての学科を卒業し、海軍軍医の助手後、1855年海軍軍医に昇任し、それから前述のとおり1857年長崎に上陸した。

ポンペは、フランス語にも堪能であり専攻の医学は勿論、気象観測、鉱物学にも造詣が深

かった。安政4年(1857)11月12日(陽暦)教壇に立って初めて西洋医学を講述した。

かくしてこの年ここに我国における公の西洋医学教育は発祥したのである。

(註) ポンペの医学教育については、「長崎医学百年史」に詳細に記載

ポンペは帰国に先立ち、文久2年(1862)8月22日61名の学生に、修業証書を授与して、別れを告げ9月10日(陽暦11月1日)長崎を出帆、同年12月31日故郷に帰着した。

1864年 **Henriette-Lousie de Moulin**と結婚し、やがて二男一女をもうけた。

同年 Haag に医院を開き、1866年コレラが流行した際には長崎で得た経験によって、その撲滅に活躍し、1867年 Haag 市参事会員となり、赤十字の国際条約ができた際には、最初の委員となった。1908年(明治41年)9月満78歳で生涯をとじた。

資料 長崎医学百年史 長崎大学医学部 昭和36年

(3) 長崎県庁跡(江戸町2-13)

1. 長崎奉行所(西役所跡)

1591年から、1633年まで、本博多町にあったが、焼失したので、糸割符会所と地所交換して移って来た。

1674年、立山役所(東役所)が設立されたので、以後西役所と呼ばれた。

2. 海軍伝習所跡

1855年オランダ政府の勧告により、長崎港内で航海術、機会学、その他の実務の伝習をはじめた。これには、最後のオランダ商館長ドンケル・クルテイウスやオランダ国王ウィルレム三世の協力のもとに、観光丸を実習用艦として、ペルス・ライケンの指導により第一次海軍伝習をなし、矢田堀景蔵、勝海舟などが学んだ。

1857年咸臨丸を得た政府は、カッテンダイケを指導者として、第二次海軍伝習をなしたが、1869年には、主として経済的理由で長崎の海軍伝習を中止し、海軍伝習は江戸へ移転した。

第二次海軍伝習の際、即ち1857年11月12日医学伝習が開始された。教授は軍医ポンペであった。最初、幕医松本良順をはじめ、諸藩藩医が受講したが、聴講者が増加したため、同年末までには大村町の高島秋帆本邸に移り、さらに、1860年より小島養生所を設立することになった。これが長崎大学医学部のはじめで、日本におけるヨーロッパ式医学の教育の場がここに成立したのである。

(4) 長崎家庭裁判所(万才町6-25)

高島秋帆旧本邸跡及び医学伝習所跡

長崎の町年寄高島四郎太夫家は、江戸初期からここに居を構えた。

高島秋帆の父は、シーボルトが来日するとすぐに、その市内における診療を許可するように取り計らった。

また、秋帆は、ポンペの医学伝習所が西役所で狭すぎると聞き、直ちに自宅を提供し、医学伝習所にあてた。長与専齊らの長崎遊学時代の思い出の医学伝習所はここにあった。

(5) 佐古小学校跡(西小島2-15)

1. 養成所及び医学校跡

1860年ポンペは、大村町医学伝習が狭くなったのと、1858年のコレラ大流行における診療の不便さに対し、ヨーロッパ式の医学教育および市民診療の便宜徹底せしめる目的で、松本良順および長崎奉行に相談し長崎代官の協力によって小島郷稻荷岳の地(現在の佐古小学校構内)に養成所を建設することが許可された。

1861年9月20日より診療をはじめた。

2. 精得館と長崎府医学校

1865年長崎奉行は、小島養成所を改めて、精得館と称した。幕末に至るまでその名称を用いたが、明治維新にあたって、改革することとし、学頭長与専齊とマンズフェルトとの

協議による大学教育制度を基礎に長崎府医学校と改めて、大改革を行った。この学校と病院は、その後の政治改革があるに従って改称を重ね、

長崎県病院医学校 (1869年)

長崎医学校 (1871年)

第六大学区医学校 (1872年)

第五大学区医学校 (1873年)

などと改称された。

1874年10月12日征台の役の際長崎病院を公兵員病院として、長崎医学校を廃止、藩地事務支局病院に当てた。

(6) 楠本イネ住居跡 (銅座町10)

シーボルトの娘楠本イネはポンペ門人であったが、明治初年産科婦人科医 (日本最初) として開業した。墓地皓台寺後山にある。

(7) 長崎大学医学部 (坂本1丁目12-4)

1. アショッフ記念碑 (正門前ロータリー)

ドイツの病理学者アショッフが1924年に来学し、講演した際ドイツ文で” 科学的精神” と書き残していたのを、自然石に刻んだもの。

2. 友こゝに眠る (グビロが丘)

1945年10月～11月ごろ浜里欣一郎らが復員直後、学友の死骸を処理したのち関係者で石畳の砂岩に釘で” 友こゝに眠る” と刻む。学内最初の慰霊碑

3. 原爆被災者慰霊碑 (グビロが丘)

もと睦会館跡 (睦会館の建物、小島養成所時代の建物を、移築したものであった。1945年の原爆により全焼) に1955年に建立

4. ポンペ記念碑 (医学部正門右)

長崎大学医学部創立百年記念事業の一つとして、ポンペ胸像 (もと佐古にあったもの) をあらためて記念碑とした。1957年建立

5. シーボルト記念碑 (正門前ロータリー)

東京芸大助教授西大由が、長崎大学附属医学専門学校在学中原爆で没した弟の思い出のために、制作寄贈されたもの。1959年建立

6. 角尾 晋学長胸像 (同 所)

大正14年 長崎医科大学第一内科学教室教授

昭和11年 長崎医科大学学長

昭和20年 外科診療にて、学生指導中原爆にて負傷

8月22日午前10時永眠 享年52歳

昭和55年 内科学第一教室同門会により建立

7. 国友 鼎名誉教授胸像 (医学部正門右)

明治37年 長崎医学専門学校教授

大正12年 長崎医科大学教授

昭和12年 本学第1回の名誉教授

昭和32年 逝去

8. 原爆病院復興50周年記念碑 (中庭)

平成8年 (1996年) に長崎大学医学部原爆復興50周年を記念して建立したもの